

2006年12月20日

SUIGENREN
DAYORI
No.39

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ : <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

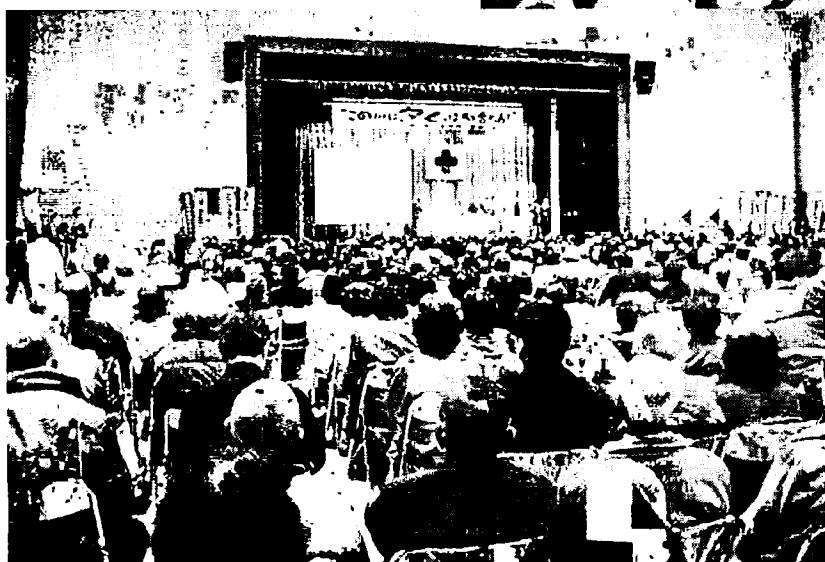
00170-4-766559

水源連第13回総会・日韓共同シンポ

川辺川ダムをテーマに熊本で開催



熊本市での第13回総会
2006.10.29



【この川にダムは似合わん！】

一川辺川の治水を早期に実現しよう】

相良村大集会2300人の参加！

2006.12.17 相良村体育館

(62・63Pに速報と集会宣言掲載)

- 目次 -

・ 第13回総会報告	1
・ 日韓共同シンポ報告	5
・ 川辺川現地見学会報告	12
・ 強権的に計画策定を進める 利根川	17
・ 河川行政の先祖返り、誰も祝福しない徳山ダム湛水強行	27
・ 淀川水系委員会休止問題関連	30
・ ハッ場あしたの会に参加しませんか	39
・ 13回総会資料(1) 河川整備基本方針・整備計画	41
・ " (2) 全国のダム事業の状況	53
・ " (3) 穴あきダム問題	59
・ 速報！川辺川・相良村集会2300人の参加！	62
・ 新・水源連パンフ「ダムはいらない」の活用を！	63

第13回 水源連総会報告

2006年10月29日8時30分から12時20分にかけて、熊本県青年会館の和室で第13回水源連総会を開催しました。K F E Mの金洛中氏にも同席していただきました。参加者総数は約30名でした。

今年は補助ダム関係運動体を初めとした皆さんの都合がつかず参加団体・参加人数が例年よりも少なめでしたが、河川整備基本方針・整備計画については充実した情報交換ができました。

渡辺誠氏に司会をつとめていただきました。

前日に日韓共同シンポジウムを持ち、川辺川ダム問題についての報告・論議がされているので、総会は最初に「事務局からの報告」、次いで「各地からの報告」、「検討課題」、「新年度の課題」、「役員選出」と進め、最後にK F E Mの金洛中氏から感想を述べてもらいました。



「事務局からの報告」

総会資料集に沿って事務局から報告が行われました。次いで決算報告と予算提案がされました。共に拍手で了承されました。

事務局報告要旨

- 今年は、河川整備基本方針策定作業のデタラメさが露呈された一年だった。従来の工事実施基本計画の数値等を引き継いでいる。
- 補助ダムについて、なかなか作業が進まなかつたが、10月17日に国土交通省との話し合いを設定した。
- 水源開発問題全国連絡会全体での一体感が不足しているように思う。全国集会を開いても、翌年以降にその現地の人がなかなか来ない。お互い自分たちの運動が厳しいので今まで手が回らないという状況にあるが、応援しあう連帯感が不足しているのではないか。克服が必要である。
- 穴あきダムについて、まだ問題点が広がっていないが、この問題点を伝えていく必要がある。
- ダム問題の連携の輪を広げ、新たなダム問題を支援していく必要があるだろう。
- ホームページは、進展していない。リーフレットは、パンフレットという形で完成した。
(最終ページにパンフレットについてのお知らせがあります。)
- 河川整備基本方針に関連した動きについて、小委員会の傍聴活動をやっている。水源連事務局は球磨川、利根川などで意見書作成に協力している。球磨川は、知事本人が出席している。知事は、県民が理解することを重視し、小委員会で疑問を発している。小委員会は、委員たちに都合の悪い意見書には耳をかさない。
- 河川整備計画に関連した動きについて、肱川は流域委員会に住民を入れず、淀川は流域委員会の休眠が発表され、吉野川ではそもそも設置しないという、河川法改正の意義を



- 損なう動きが強まっている。
- 補助ダムに関連した動きについては、各県が住民の疑問に答えず、議論にも対応していない。そのため、国に対して補助金を出すなという働きかけを行っている。

「各地からの報告」

川辺川ダム、吉野川（第10堰）、肱川（山鳥坂ダム）、苦田ダム、ハッ場ダム、渡良瀬遊水池、相模川の各運動団体からの報告と、全日本水道労働組合からの報告をもらいました。

土森（川辺川）：利水は（相良村が利水事業からの離脱を決めたこと、土地改良事業は続けるにも止めるにも2／3以上の賛成が必要なことなどからまったく先の目途が立っていないので）塩漬け状態で進む状態にない。治水は小委員会が舞台になっている。昨日の全国集会を参照されたい。

姫野（吉野川）：昨年9月に基本方針審議が突然始まり、直ちに傍聴活動を行った。



基本方針決定後すぐに河川整備計画策定の動きが出ている。吉野川は流域委員会を設置せず、住民、学識経験者、首長それぞれを別個に意見聴取する会を開き、一通り終わった。現段階は、国土交通省は意見を受けて原案の修正作業をやっているとのこと。住民側としては、コーディネーター（NPO）を招いて運営についてシンポジウムを開く予定。また、川の楽校に注目が集まっている。運動が若い人に受け継がれ、地域に定着するのに役立っている。緑のダムについても、だんだんと浸透してきている。

有友（肱川）：現在、環境アセスの準備書最終段階にある。愛媛県ですら環境保全を国に要請しているくらい、ひどい環境検討委員会になっている。肱川水系整備計画の費用を調査したところ、約2000億円と巨額であることが判明した。また、住民投票の受任者名簿開示問題について、最高裁で非開示を勝ち取った。河床高が堆砂で上昇している問題を国（大洲河川国道事務所）に提起しているが、国は認めていない。

古久保（肱川）：一昨年の集中豪雨に関して、各地でダムの但し書き操作が頻発した。ダムの問題を改めて痛感した。




橋本（苦田）：苦田ダムが完成して1年以上経過してしまったので、運動の整理をしている。全国の一坪地主の引継ぎ団体について、新たな会を結成する予定。ダム完成後に水道料金値上げや吉井川の環境悪化などのさまざまな問題が生じているので今後も吉井川の流域問題に取り組みたい。




入江（ハッ場）：裁判の動きと世論喚起や学習会の動きがある。一都五県で公金支出差し止めとダム使用権設定申請の取り下げを求める裁判を起こしている。治水、利水、地盤などの問題を提起している。現在、原告の主張を述べ終えつつある段階。東京など一部では被告に反論の動きもあるが、全体としては門前払いを主張している。傍聴活動が盛んに行われていて、裁判長が原告の陳述に対する反論を被告に求めるなど、裁判所の指揮に影響を与えている。楽観的な情勢ではないが、広く人々に知

らせる取り組みをしていきたい。先日は、加藤登紀子さんの協力を得て、1300人を超える集会を成功させた。

嶋津（渡良瀬）：渡良瀬遊水池の第二調節池を掘削して、第二貯水池をつくる計画があり、それを中止に追い込んでいたが、最近になってその治水部分を復活させる大規模掘削計画が浮上してきた。この計画は治水対策としてまったく意味がないことを国土交通省のデータで明らかにした。その結果は、地元で大きく報道された。河川整備計画に我々の意見を如何に反映させるかがポイントである。

氏家（相模川）：来年の整備計画策定を国は目論んでいるが、住民と県の意見交換でそれは無理があるという見解に達した。相模川の国管理部分は河口から6kmまでで、その上流部は県管轄になっている。県と国とが河川管理者だが、京浜河川事務所は河川整備計画策定についての協力姿勢がない。吉野川などでの住民外しが影響しているのではないか。

湊（全水道）：以前、各水道労組が住民と協力して河川調査を行った。水源開発の問題が料金値上げと合理化に結びついていると考えている。地下水など身近な水源を守ることや水利権の転用なども必要。水を公共用水と位置づけ、環境政策とも連携するために、「水基本法案」をまとめるとともに、住民参加の水政策づくりの取り組みを進めている。

氏家（海外）：昨年のRWESA総会で、KFEM（韓国）との連携が生まれ、今回の全国集会に至ったことは成果である。次は、こちらから韓国に出向き、調査を行うのが適当だと考えている。また、RWESA-JAPANとしては、相模川でキャンプインシンポジウムを開催し、ODA問題に取り組む団体と交流した。このほか、大きな問題はフィリピンでダム反対活動家などが軍や警察に暗殺される事件が多発している。日本でも学習会を開いた。フィリピンの市民運動を支援していきたい。RWESAの今後の活動は、学習会だけでなく、書籍なども出していきたいと考えている。

「検討課題」

河川整備基本方針・河川整備計画問題、補助ダム・全国のダム状況・穴あきダム問題、生活再建問題、川辺川ダムとハッ場ダムの現地の状況と今後の連携、について検討を行いました。

各課題とも、事務局からの報告を先に受け、意見を交換しました。

1. 河川整備基本方針・河川整備計画について

【事務局報告：全体の動きについて】（嶋津）

基本方針は長期的なことを定め、整備計画は20-30年スパンの具体的な事業計画を定める。

基本方針について、小委員会の審議時間を見ると、利根川と球磨川だけが例外的に長く、大方は2時間程度の形式的審議。御用学者ばかりを集めている。審議は一応公開されているが、傍聴者は発言できない。

基本方針は基本高水を決めるものだが、工事実施基本計画のものをそのまま踏襲している。データが増え、解析手法が進歩したにもかかわらず、それらは反映されていない。基本高水の意味は、河川によって異なり、利根川や多摩川では非現実的な基本高水であるため、事実



上それを棚上げしている。一方、球磨川は、基本高水流量と計画高水流量の数値の組み合わせが川辺川ダム建設と直結している。

河川整備計画について、流域委員会を設置するのが一般的。淀川では住民からも委員を公募し、運営も委員会が自主的に行っている。事務局は民間のコンサルタントが行い、完全公開していた。それがダム中止を提言した報告につながった。もっとも悪い例は、肱川。住民を委員に入れず、各委員の発言も言いつぱなしで答申を出していない。吉野川では、流域委員会すら設置せず、意見を聞くのみにとどまっている。利根川では、住民は淀川方式を求めていた。淀川流域委員会そのものは存続が危ぶまれている。大臣は存続すると述べたが、事務次官がそれを訂正し、結局、休止することになった。

【事例の報告】

遠藤（球磨川：中島氏の代理）：球磨川の小委員会について。

7回開かれている。小委員会には決定権がなく、上部の河川分科会に決定権がある。時間がかかっている理由は、これまでの川辺川ダム反対運動の成果である。特に、住民討論集会が重要で、そこで取り上げられたことが議論されている。国は小委員会で、これまでの科学的な議論と無関係に都合のいいことを主張している。こちらとしては意見書で反論しているが、無視されている。国は、基本高水7000トンを死守しようとし、計算方法まで変わっている。小委員会は、河川分科会に報告を上げるが、河川分科会が球磨川水系河川整備基本方針を審議するときは熊本県知事も委員である。河川分科会で委員である知事が同意しなければ報告に基づいた決定をするのは難しいだろう。地元の世論を盛り上げ、知事を支えることが重要。

姫野（吉野川）：吉野川について。可動堰計画との関係が焦点になっている。住民投票での勝利、与党3党の中止勧告などで可動堰化は必要がないことが明らかになり、中止勧告を受けた国土交通省が可動堰化を白紙にしたはずだが、建設場所を変更すればいいという見解を国土交通省は示し、歴代河川局長は第十堰の撤去姿勢を堅持している。現在、第十堰の補修が行われていて、地元では可動堰がなくなったという認識が広まっている。だが、可動堰推進のNPOが設立されたり、期成同盟会が維持されたり、知事の発言が急になくなったりするなど、国土交通省は可動堰建設の布石を打っているように見える。ダム建設が難しくなってきた現状で、金の使い場をつくる新たな事業として、古い堰を可動堰に建設しなおす動きが全国に広がるのではないか。河川整備計画策手に手続きとして3つの意見を聞く会が進行しているが、流域委員会方式をとらず、そのため継続的な議論をさせず、計画策定のイニシアチブは国土交通省が堅持している。また、第十堰問題は整備計画と切り離されていて、意見を聞く会の実績を先ずはつくり、その実績（住民とは議論をしないシステムの成功）を基に第十堰問題の審議に入るのではないか。意見を聞く会は、徳島市以外では陳情型で、徳島市では大局的議論がなされている。徳島市では意見が噴出し、まだ終わっていない。国土交通省は、住民投票以降、住民と議論するのを避けている。住民を説得できないので、河川管理者の権限行使をスムーズに行おうとしている。それは、住民に押されていることの裏返しとも見ている。

有友（肱川）：多目的ダムとしての山鳥坂ダムは頓挫してしまったが、治水専用のダムとしてよみがえった。その道具が、基本方針と整備計画ではないか。河川整備計画策定に入る前に事務所長から住民参加の言質をとったが、策定の動きが始まると事務所長は飛ばされ、約束は反故にされた。まともな情報も出さない。肱川の流域委員会を境に、全国的な脱ダムの流れが逆転したのではないか。

嶋津（利根川）：利根川は、2月に基本方針が策定されて、現在は整備計画の策定作業が進められている。利根川流域の市民団体が結集して利根川流域市民委員会を結成した。これは住民が主体的に利根川の問題を考えるとともに、整備計画の策定に当たってまつとうな流域委員会を作らせることを目的としている。集まっている団体は幅が広く、ダム反対だけではない。現在、利根川の実態調査や学

習会を行っている。関東地方整備局は、現在検討中という返事だけで、策定の手順を何も明らかにしない。近々、長妻衆議院議員の手助けで、国土交通省と議論する予定。

2. 補助ダム・全国のダム状況・穴あきダム問題

【事務局報告】(嶋津) :

補助ダム：補助ダムとは、都道府県が建設し、国から補助金を受けるダムのことである。水源開発問題全国連絡会では、新潟の奥胎内ダム、静岡の太田川ダム、香川の内海ダム再開発に関して本省に問題提起をしている。前二者は建設が始まっていて、後者は計画中。それぞれ問題点をまとめ、国に対して補助金を交付しないよう求めている。次回は内海ダム再開発に絞った本省との話し合いを予定している。

全国のダム事業の状況（国交省関係）： 現在、全国で進行しているダム計画は、国土交通省関係で 175（補助ダムを含む）、農水省等の管轄を含めると 250 程度ある。これまでに止めた国土交通省関係ダムは 101 で、36%程度。韓国ほどではないが、ボチボチは止まっている。予算も 3 分の 2 に減っている。

穴あきダム：穴あきダムとは、治水専用のダム。穴を開けて、常時は水をためない。最近はこのタイプにするダム計画が増えている。環境にやさしいというのが謳い文句。辰巳ダム、新足羽川ダム、丹生ダム、武庫川ダム、最上小国川ダム、城原川ダム、浅川ダムなどがそうである。問題点は、流木で穴がふさがると、治水上逆効果になること、堆砂・水質問題が発生することに変わりがないこと、環境上の問題も依然として残ることなどがある。これについては、今後も調査・分析をつづけていきたい。

3. 生活再建問題 川辺川ダムとハッ場ダムの現地の状況と今後の連携

【現地からの報告】

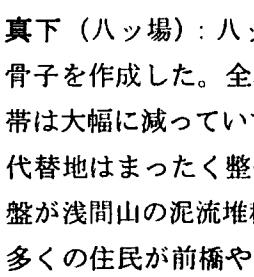
寺嶋（川辺川）：代替地について、五木村に 6 箇所、相良村に 1 箇所。計画から完成まで非常に時間



がかかり、移転者が不在になったり、空き地となっていたりするなど、機能していない例が結構見られる。高齢化が激しい。また、代替農地の建設が進んでいない問題があり、農業で生計が立てにくい現状もあって、移転者は厳しい生活を強いられている。経済格差や地主と店子の関係など、他にも様々な問題がある。五木村としては、インフラ整備がダムとセットになっていて、ダム推進姿勢をとらざるを得ない現状となっている。更地にしないと満額の補償額を受け取れることや、補償締結の半年以内にしか税制優遇を受けられないこと、

移転数年後から固定資産税の優遇がなくなり税金が大幅にアップすることなど、補償をめぐるシステムも問題なので、何か働きかけができるないだろうか。

代替地の坪単価は約 46,000 円だが、五木村では代替地に移るとき、100 坪までは坪 1 万円で購入できるように補助を出している。



真下（ハッ場）：ハッ場ダム建設中止後の生活再建を支援するための法案の骨子を作成した。全域が水没予定地である川原湯地区と川原畑地区に住む世帯は大幅に減っていて、移転希望者全員が移転を選択するわけでもない状況。代替地はまったく整備が進まず、インフラ整備も済んでいない。そもそも地盤が浅間山の泥流堆積地で、そのことが工事の遅れをもたらしている。結局、多くの住民が前橋や中之条などの外に流出している。ハッ場ダムを考える会



としては、パンフレットやポストカードを作成し、アウトドアショップのパタゴニアの協力なども得て、頒布に努めている。流域全体でハッ場ダムの問題を知ってもらおうとしている。また、加藤登紀子さんの協力を得て、「ハッ場あしたの会」を結成。ダムの建設是非にかかわらず、街づくりを考えることが目的。

総会で決定したこと

以上の討論を受け、事務局が新年度の活動方針を提示しました。

【まとめ】

上記 2 つの提案を含め、参加者全員で下記の方針を確認しました。

- ・ 河川整備基本方針と河川整備計画とそれらの策定手続きの問題点を明確にするためのシンポジウムを開き、国土交通省と交渉する。時期は 2007 年 1 月を目指す。
- ・ ダム反対団体が一致団結して、ダム計画中止を国に迫る。時期は参議院選後。
- ・ 上記の問題を含め、国土交通省と定期協議を持つようにする。
- ・ 水没地の問題として、水没予定地住民との連携を図る。生活再建策の提案を行えるようにする。
- ・ 穴あきダムや補助ダムなどの問題に取り組む。
- ・ 海外の問題も、ダム輸出という観点から取り組む。
- ・ ホームページの充実をはかる。
- ・ 早期に世話人会を開く。

これらの活動方針の実現に向けて今年も頑張りましょう。

役員選任

事務局から新年度はこれまでの役員体制を継続することが提案され、参加者全員で了承しました。

顧問：矢山有作 藤田 恵

共同代表：嶋津暉之 遠藤保男（事務局長兼務）

会計：和波一夫

【金さんのコメント】



最後に、総会に同席された KFEM の金 洛中さんに感想をいただきました。

金さんのコメント

韓国でも 2001 年に 12箇所のダム計画に反対するため、全国からソウルに集まった。各地の問題を情報交換したり、専門家から助言を受けたりした。皆さんの頑張っている姿を見て感動しました。皆さんの活動の成功をお祈りするとともに、今後も交流していきましょう。

日韓共同シンポジウム

「美しい日本に川辺川ダムはいらない」報告

今年の水源連全国集会は川辺川ダム問題に焦点を合わせると同時に、韓国の環境運動連盟KFEMの水問題担当者である金洛中氏を招いて、韓国で反ダム運動が成功を収めている秘訣を伝授してもらうことを目的とし、10月28日17:30～19:30に熊本市青年会館でもつことにしました。

熊本の皆さんのがこの集会を成功させるために実行委員会を結成し、その準備にあたりました。集会名は「日韓共同シンポジウム『美しい日本に川辺川ダムはいらない』となりました。

シンポジウムは予定時間に始まり、予定を20分ほど超過して終えました。会場には約200名が集まりました。

司会をつる詳子さんがつとめ、実行委員長であり「子守唄の里・五木村を育む清流川辺川を守る県民の会」の代表である中島 康さんが「このシンポジウムでKFEMの金洛中さんと、全国の皆さんから元気をもらいたい」と開会の挨拶をしました。

川辺川利水訴訟弁護団長である板井優弁護士が「川辺川ダム問題の現状と課題」と題した講演を、KFEMの金洛中氏が「韓国のダム反対運動の歴史と成果」と題した講演を行いました。次いで、全国から駆けつけた水源連の仲間たちがステージに上がり、川辺川ダム問題に関わる皆さんにエールを送りました。その後で会場の参加者から出された質問をもとにパネルディスカッションを行いました。最後に集会宣言を採択して、このシンポジウムを終えました。

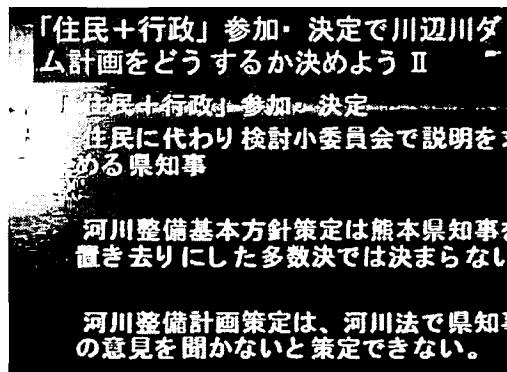
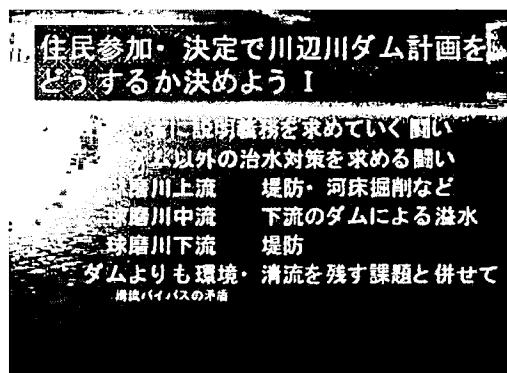
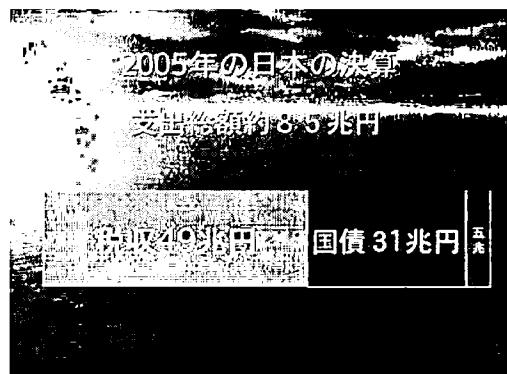
1. 「川辺川ダム問題の現状と課題」

板井優弁護士

パワーポイントを使い、初めての人にも分かるように講演が進行しました。

川辺川ダム問題の経過と解説の画面が続いた後、①「利水計画変更違法判決」→「土地収用申請とりさげ」でダム計画が白紙になっていること②利水問題が相良村の離脱表明によって「塩漬け」状態になっていること、③治水問題は現在社会資本整備審議会河川部会球磨川水系基本方針検討小委員会での審議がダム前提の基本高水流量7,000m³/s 人吉地点の流下可能流量4,000m³/s のゴリ押しで科学的根拠がまったくないことから、「川辺川ダムは治水面でも不要なことは既に明らか」と明快な指摘がありました。

次に日本政府と地方自治体の財政赤字の側面からの解説がありました。①長期不況で公共事業投資額が近年は下降傾向にあること、②2000年11月には与党3党の「公共事業見直



し」が出されたこと、③ダム関係では幾つかの計画が撤回されているが、継続中のものたくさんあること、④その結果、国と地方自治体の財政は危機的状況になっていること、⑤国民の負担として押し付けられるので、大型公共事業の有害・無駄を住民かつ市民の目線で判断することが必要であること、が提起されました。

「『住民+行政』参加・決定で川辺川ダム計画をどうするか決めよう」と呼びかけました。球磨川河川整備基本方針検討小委員会で県民に代わって説明を求めている知事を置き去りにした多数決では基本方針が決まらないこと（法的には河川分科会の意思決定は多数決）、もしその様な暴挙があったとしても、河川整備計画策定段階で知事の意見を聴かないと河川整備計画を決定できない、すなわち、河川整備計画に川辺川ダムを書き込むことが出来ないこと（河川法 16 条の 2）を挙げ、「川辺川ダムをめぐる闘いは、住民が主体となり、自治体を変えて『住民+行政』で、国に政策変更を求めていた闘いの一例である。」と締めくくりました。

2. 韓国のダム反対運動の歴史と成果

KFEM 金洛中氏

最初に韓国内のダム建設の実態が紹介されました。

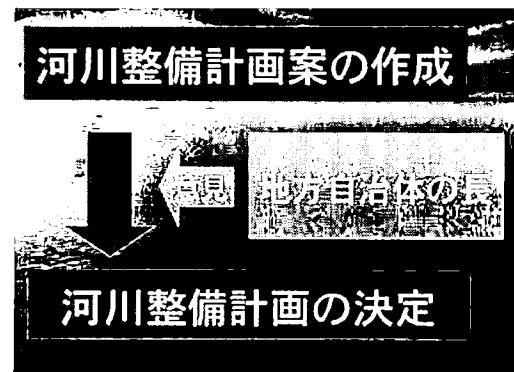
- 韓国ではダムは全て国が作り、1910 年～2001 年の間に 1,214 基のダムが完成していること、
- ダムはその目的によって作る省庁が決まっていること、ダム反対運動は、多目的ダム・洪水調節ダムという大規模ダムを担当している建設交通部のダムに集中していること、
- 韓国はダムの数がその国土面積あたり最も過密であること、従って、これ以上ダムを造る場所を探しにくい現状にあること、次に、1997 年～2000 年にかけて、東江（トンガン）ダムの反対運動を行って中止を勝ち取った経過を紹介しました。この反対運動では 10 万人以上の人々が東江（トンガン）の現地調査を行い、その自然の価値を実感する中から、ダム反対の意志を共有したということです。

建設交通部が 2001 年に 12 基のダム計画を発表したことに KFEM が対応した結果、既に 8 基のダムを中止に追い込んだこと、2 基が裁判闘争を含め反対運動中であるとの報告がありました。

次に、ダム反対運動成功の要因として次の 8 項目が提示されました。

次にダム反対運動成功の要因として次の 8 項目が提示されました。

- 地域住民の必死（決死的）な闘争



2. ダム建設の主体と現実

1 韓国のダム建設の主体

- 建設交通部多目的ダム、洪水調節ダム建設→ダム建設反対の主な対象
- 環境部 飲み水専用のダム
- 農林部：農業用水用ダムが中、小規模のダムとして、韓国のダムの大部分を占める
- 産業資源部：発電用ダムが現在はつくっていない

2 韓国のダム現実

- ダムと貯水池の合計：18,000ヶ所以上
- 国土面積に対し韓国は世界最大のダム過密国
- 従って、これ以上ダムを造る場所を探しにくい現実（建設交通部がダムを造れない理由の一つ）

3. 東江<トンガン>ダム反対運動1997-2000

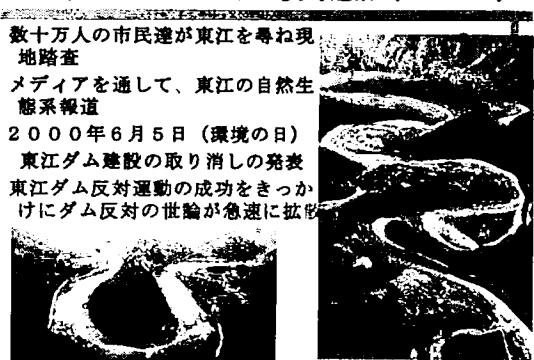
- 数十万人の市民達が東江を尋ね現地踏査

- メディアを通して、東江の自然生態系報道

- 2000年6月5日（環境の日）

- 東江ダム建設の取り消しの発表

- 4 東江ダム反対運動の成功をきっかけにダム反対の世論が急速に拡散



- ・地域共同体を守という意思
- ・間違っている政府の政策を正しく立て直すという意思
- ・自発的な行動：基金調達（工面）、反対対策委結成

2) 自治体の積極的な協力

- ・地域住民達の反対運動への参加
- ・水没による住民の移住で、自治体が崩壊する恐れ
- ・ダムの建設による実際的な利益の少なさ

3) 市民社会団体の積極的な協力

- ・メディアを通じ、政府の政策をの間違いを大きく取り上げてもらう
 - ・ダム計画の矛盾と間違いについて分析と対策提示
 - ・韓国建設交通部は今年12月に新たなダム建設の計画を発表する予定であること、
 - ・建設交通部に対抗し、ダム反対運動持続すること、
 - ・地域住民達との協力と連帯が何より必要
- が挙げられました。

そして、「ダム問題を解決するには、これからは反対運動体の国際交流が必要である」と提起があり、講演が終わりました。

地域共同体を守ろうという意識、住民と地域自治体との連携、国策を正すことに向かたすさまじいばかりの団結、これらはすべて、私たちの運動の原点です。ともすればその意識が希薄になりがちな運動の原点の大切さに気付かせてもらうとても有意義な講演でした。

3. 川漁師・小鶴さんからの報告

小鶴さんは球磨川の沿岸・人吉で生活しながら川漁師をされています。ここ数年、球磨川の濁りが続いていることを観察し続けられています。アユが獲れなくなって、漁獲高がめっきり減少しているとの報告。濁りの原因を探り、球磨川をさかのぼると川辺川から濁りが来ていることを突き止められ、更にさかのぼると川辺川源流域の朴木砂防ダムと樅木砂防ダムにたどり着いたとのことでした。川辺川源流域の荒れた森林がこの数年の間に崩落し、その土砂が両砂防ダム上流部に堆積していることを突き止めたのです。堆積した土砂が小規模の大雨があると流出を続けていたことが最近の川辺川と球磨川の濁水を引き起こしていたのです。



朴木砂防ダムと樅木砂防ダムは川辺川そのものに作られた砂防ダムなので川の流量が多く、そこからの濁水が希釈効果を受けることが少ないので、長期間にわたってその下流に被害をもたらしているとの説明でした。抜本的解決策として、両砂防ダムの撤去を求めていた、と話されました。

4. 全国からのエール

このシンポジウムに駆けつけた水源連の仲間たち（苦田ダム問題の岡山県、山鳥坂ダム問題の大洲

市、八ッ場ダム問題・渡良瀬遊水池問題・相模川問題の首都圏)が舞台に昇り、川辺川ダム計画反対運動の勝利を目指してエールを送りました。

5. 質疑を中心としたパネルディスカッション

「子守唄の里・五木村を育む清流川辺川を守る県民の会」の代表である中島 康さんがコーディネータをつとめ、板井氏と金氏の講演を踏まえた質疑応答形式のパネルディスカッションを行いました。

質問は金さんに集中していました。その中から2つを紹介します。

質問1：韓国では地方自治体にメリットがないのでダムに反対するというが、ゼネコンから地元に金が落ちないのですか？

回答：韓国にもゼネコンがある。すべての仕事をゼネコンが独り占めして、地元の業者に仕事をおろさない。

質問2：韓国では何故、ダム反対運動に何十万人も人が集まることができるのですか？

回答：韓国では国民が政府の政策がおかしいことに気がつくと、それを正そうとする意識が強い。地域を守る、という意識を国民が共有している。

現在的な問題として、河川整備基本方針と河川整備計画への対応について質問が出され、遠藤が次の主旨のことを熊本の皆さんに訴えました。

「球磨川の場合は川辺川ダム建設を大前提にしているので、基本方針策定はそれにお墨付きを与える役割を持っている。基本高水流量と計画高水流量を従前の値と同じ値で決めてしまえば、治水対策は川辺川ダム以外に想定できなくなる。基本方針検討小委員会はそれを目指しているので論理が目茶苦茶。あまりのデタラメサに、委員である潮谷知事が『私は納得できない。そんなことを県民に説明できない』と小委員会で孤軍奮闘されている。知事は県民への説明責任を最重要視している。県民の皆さんのが小委員会とその事務局である国土交通省に対して、これまで提出してきた意見書と要望書についての回答を求める説明会を求ることを提案したい。この間の小委員会で国は無理に無理を重ねているので、国を攻める材料はたくさん出ているので、勝ち目は十分ある。」



6. 集会宣言採択

韓国 KFEM の金洛中氏を招いてのシンポジウムは、相互に元気を与え合うものでした。これからは国内はもちろんのこと、海外との連携をより密なものにして、互いに支えあいながらそれぞれの運動の勝利を目指そう、という気持ちを共有できたと思います。

最後に、後記の集会宣言を採択してこのシンポジウムを終えました。

この日に向けての準備を担っていただいた実行委員会の皆さん、この日に向けての日韓の意思疎通

を図ることに大変な協力を頂いた通訳の金恩暎さん、なれない日本へ単身で来ていただいた KFEM の金洛中さんに心から感謝したいと思います。

集会宣言

昨年9月、国土交通省は漁業権などの強制収用申請を取り下げ、川辺川ダム計画は白紙となりました。利水では、近年の増水で家屋に浸水被害を受けた川辺川、球磨川流域の世帯のほとんどが、宅地のかみ上げや河床の土砂撤去など、川辺川ダム以外の治水対策を求めていました。利水では、農民が「ダムのはいらない」とする裁判に勝利しました。また、最大の「受益地」とされてきた相良村が、国営川辺川利水事業からの離脱を表明し、利水事業も完全に頓挫しています。にもかかわらず国交省は、川辺川ダム建設をいまだに推進しようとしています。

球磨川の新たな長期治水方針などを協議する、国土交通省の検討小委員会のメンバーの大半は、球磨川とは全くなじみの無い学識経験者で占められ、国交省の見解を追認するだけです。住民を締め出すこのようなやり方は、明らかに時代に逆行するものです。

建設省(当時)が川辺川ダム計画を一方的に発表してから、40年もの歳月が経過しました。それ以来、水没予定地とされた五木村をはじめ地元は、この問題に翻弄され続けてきました。問題がここまで長期間化した理由は、行政が住民の声を無視して事業を進めてきたからです。

本日、数々のダム計画を中止させた韓国の実情を知ることで、公共事業に民意を反映させることの重要性を私たちは再確認しました。国土交通省は「住民参加」を理念とする新河川法の精神を尊重し、住民の大半が反対している川辺川ダム建設を即時中止し、住民参加で川づくりを進めることを強く要求します。

2006年10月28日

日韓共同シンポジウム「美しい日本に川辺川ダムはいらない」参加者一同

2006年10月28日29日 川辺川現地見学会の報告

28日は鹿児島空港→人吉→六角水路（相良村の矢上村長の話を聞く）→チッソ第二発電所（車窓から）→川辺川ダムサイト予定地→瀬目公園で昼食→チッソ第二発電所用水取水口→頭地代替地→水没予定地（緒方茂さんの話を聞く）→熊本市青年会館のコースで現地見学を行った。

29日は熊本県青年会館→樅ノ木川砂防ダム→朴木ダム砂防ダム→熊本県青年会館のコースで現地見学会を行った。

10月28日の現地見学会

利水訴訟原告団の事務局長である林田さんを乗せたバス（林田さんに手配していただいた）は、10月28日10時30分に鹿児島空港で東京組みを、11時15分に人吉インターで福岡組を、11時30分に人吉駅前で車組みを拾うことになっていた。鹿児島空港では東京からの到着便が15分近く遅れるなど若干のトラブルがあったため、空港出発が20分ほど遅れてしまった。12時10分に相良村の六角水路で相良村の矢上村長から直接話をうかがうことになっているので、当初予定していた人吉市内の球磨川にある中川原公園の見学は取りやめにした。

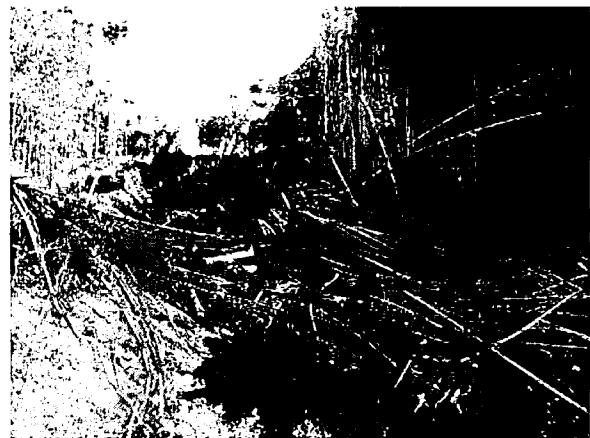
韓国KFEMの金洛中氏と通訳の金恩暎さん（人吉市内在住）をはじめ福岡組、車組みを含め、26人（その他同行者は2人足いて、車組の2台の車を運転）を詰め込んだバスは11時55分に人吉駅前を出発した。

車中では「清流川辺川を未来に手渡す郡・市民の会」の木本さんと林田さんに説明をしていただいた。最初の下車地は相良村の六角水路である。予定通りの12時10分に到着した。そこでは矢上村長が既に到着されていて私たちが着くのを待たれていた。

相良村の最北端に川辺川ダムサイト予定地が位置すること、相良村は現在進行している利水計画では農民が水代負担に耐えられないと言っているので、この計画からの離脱を決めたこと、今後は身の丈にあった利水としてこれまでの飛行場用水の活用を図るために村として修理費を計上すること（用



村民の状況を伝える、相良村の矢上村長



飛行場用水を横切る山腹崩壊

水路は高台の雨水排水路の役割を果たしていると同時に、低地には用水路からあふれた水が危険を与えるので、防災対策として整備の必要がある。→防災費として計上）、村民はダムなしの利水を求めていること、川辺川の氾濫については相良村の中では被害があつても農地だけなのでむしろ遊水地として位置づけて浸水被害を受けたときの補償制度を確立する方がダムによる治水よりはるかに良いと村民の多くが感じていること、人吉の福永市長が「ダムと利水切り離し」を言い出しているがそれは見かけ上のことで一時切り離したとしてもダムが完成すればそこを水源とした利水を再浮上させる魂胆が透けて見えること、村としてはこれまでのダム推進の方針をまだ正式には撤回していないこと、等々を相良村の矢上村長が話された。「村議会構成も川辺川ダムに素朴な疑問を持つ議員が多数派を占めるようになっている」という矢上村長の話を聞くに及んで「川辺川ダムサイトを抱える地元自治体である相良村が正式に『川辺川ダム NO！』を表明するのも時間の問題」、と実感した人も多いと思う。

（11月7日、矢上村長と7名の村議が記者会見を行い、「相良村にダムは要らん」を表明しました）

車窓から飛行場用水路や同用水路に被害を与え
た山腹崩壊現場、同用水の取水場所、対岸のチッソ第二発電所（この発電所に来ている発電用水の一部を利水水源とするという農水省案がある。その発電用水の取り入れ口はダム水没予定地内にあるので、ダムが出来てしまえば、ダム湖を水源にすることになる、と反対派は指摘している）を見て、ダムサイト予定地で一旦下車した。

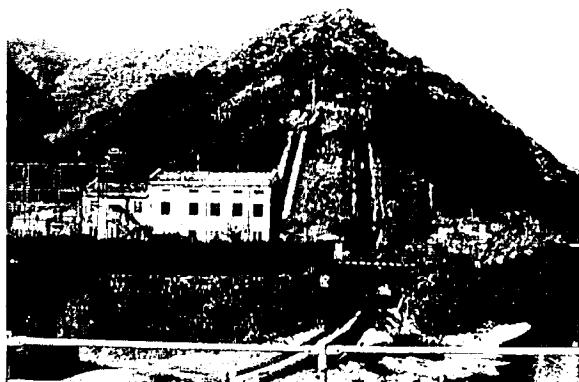
ここまで同行された矢上村長に質問が飛んだ。

この先は五木村になるので、ここで矢上村長とお別れ。「矢上村長、今日はありがとうございました。頑張ってください。これからもよろしくお願いします。」

1時過ぎに瀬目公園で昼食を取る。10月末とはいえ五木の日差しは強い。木陰と日差しとを行ったり来たりしながらしばしの休憩。互いに持ち寄った弁当を交換しながらの談笑が持たれた。岡山組のおにぎりを一つもらって類張るとマツタケの香り。それと直径10センチはある辛子レンコン。うれしかったな、おいしかったな。ご馳走様でした。

再びバスに乗り、チッソ第二発電所用水取水口を見る。当初はバスの窓から、という予定であったが、どうしても良く見たい、という声に押されて全員下車。橋のはるか下にある取水口を確認。現在取水口として機能しているのであるから、ダムが出来て湛水されればこの取水口がダム湖の底に位置していて取水可能なことは一目瞭然。反対派の主張の正しさがストンと腑におちた。

次の下車地は五木村頭地。バスで、新しい役場や診療所、移転してきた真新しい豪華な民家約80



チッソ第二発電所

この水路を利水取入れ口とするのが農水省の案



チッソ第二発電所への用水取水口

ダムが出来れば湖底からの取水となる

戸が立ち並ぶ集落を一周。眼下に川辺川を見渡せる道路際で下車して、説明を受ける。眼下の景色は一番近くが代替中学校用地の造成、その下に川辺川とわずかに残された墓石。そして対岸の代替地。上流部に目を移すと大きな銀杏木がネットをかぶせられて立っている。補償協定締結から住宅用代替地完成までに 20 年以上の歳月が流れている。代替え農地は未だできていない。その間に補償を結んだ家々は代替地未完成なので住む場所がなく村外に転出せざるを得なかった。村の中心部も湖底に沈むことになっているので、中心部からの村外転出者も

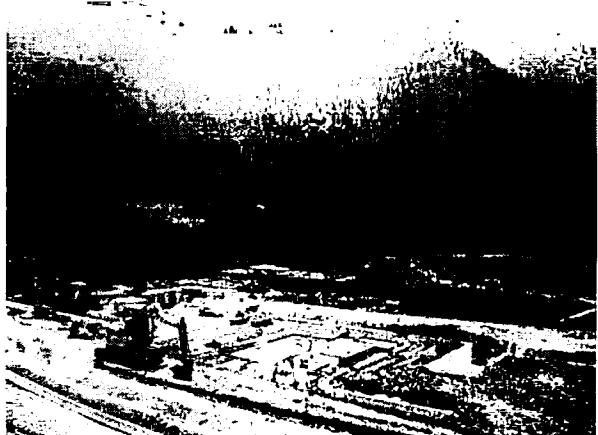
続出した。五木村の人口はこの 40 年で $1/3$ に減少してしまっている。ハッ場ダムの場合と同様、ダムによる地域破壊を食い止めることを目的としていたはずの現地再建方式=ずり上がり方式はどうしても無理があり、地域社会住民を長年にわたって苦しめ、地域社会を破壊してしいる実体が見て取れる。「こんなことは許せない！」

水没予定地にバスで下りる。そこでは緒方茂さんご夫妻が生活を営んでいる。緒方さんは土地持ちの農家。代替農地ができていないので代替地に移ると農業ができなくなる=生活ができなくなる という本当に単純明快な理由で移転を拒み続けている。第二次土地収用申請を九州地方整備局が熊本県収用委員会にかけたが緒方さんは拒否した。その後まもなく九州地方整備局は利水計画策定の目途が立たずに申請を取り下げた。現段階では緒方さんのこの地での生活継続は法的にも保障されている。

バスは頭地代替地をあとにして、大通りトンネルを経由し、日韓共同シンポジウムを開催する熊本市青年会館へとハンドルを取った。熊本市青年会館の会場に到着したのは 17 時 10 分頃であった。大勢の人で会場は埋められた。程なくして日韓共同シンポジウムが開催された。

川辺川ダムサイト予定地を抱える相良村の矢上村長から村民の現在の思い、村としての今後の自立を目指した取り組みへの意気込みを聞くことができたこと、利水の農水省案の実態が万が一ダムが出来たときにはその水源が自動的に川辺川ダム湖になってしまこと、五木村内の代替地造成が遅れに遅れて人口流出が極度に進行していること、水没予定地で「農業ができなくなるのでは代替地に移ることはできない」と生活を続けられている緒方茂さんにお会いして話を聞けたこと、等々、中身がたくさん詰まった見学会になった。

準備をして頂いたり、説明役をしていただいた林田さん、木本さん、寺嶋さん、原さんに熱く感謝をしたい。



頭地代替地から川辺川と水没予定地を眺める

手前は中学校用地の造成工事



水没予定地で生活を続ける緒方茂さん

左は案内役の寺嶋悠さん

2, 10月29日の見学会

総会終了後、総勢 14 人が、中島さん、松葉さん、緒方紀郎さんが運転する 3 台の車に分乗し、川辺川の濁水の元凶である樅木砂防ダムと朴木砂防ダムの見学に出かけた。

つい 1 ヶ月ほど前までは川辺川は濁りが続いていた。濁水が原因で河床の砂利にシルトが付着してしまい、砂利を覆っていたコケをアユが摂取することができなくなり、アユの漁獲高が極端に落ち込んでいた。川漁師たちは川辺川濁水の原因が川辺川源流地区にある樅木砂防ダムと朴木砂防ダムの上流域に堆積したシルトの流出にあることを突き止め、その改善を国に要請していた。

昨年と今年の豪雨で両砂防ダムの上流域の山腹が崩壊し、土砂が両ダムに堆積した。堆積した土砂の内、粒の細かいシルトが川の流れによって押し流され、下流域の川辺川を「清流川辺川」から「濁流川辺川」に変えてしまっていた。

この 3 月に現地検証したときは、川の流れの両側にはシルトの層がうずたかく堆積していて、それが川の流れに侵食されて下流に流出し、川筋は灰色の帯になっていた。その状況がどうなっているのかが心配でこの見学会が企画された。

熊本県青年会館から樅木砂防ダムまでの道は平野部を過ぎ二本杉あたりになると狭い道が続き、車がすれ違うのに一苦労。紅葉の季節は渋滞が続くというが、紅葉には少し早かったので対向車待ち合わせは数回ですんだ。山深く平家の落人で知られる五家荘に入ると、付近の電柱には「八代市〇〇」と地名が記されている。最近までは泉村であったが、八代

市との合併で八代市の市域になった。こんな山奥が「市」だというのでは何か興ざめを覚える。

山の奥の奥の樅木砂防ダムは、この 3 月に見たときとはまったく異なった様相をみせていた。^{うずたか}堆く積もっていたシルトの層が完全に消滅して、砂利とゴツゴツとした砂礫が河床を覆っていた。

朴木砂防ダムも同じであった。3 月には堰堤の上流部に堆積していた灰色シルトが跡形もなくなり、澤筋が砂礫と岩を洗っていた。



樅木川砂防ダム堰堤の橋からみた同ダム直上流部（2006/3/2）
灰色のソルトの層を縫うように澤筋がある。



朴木砂防ダム堰堤上流から見た同ダム上流部（2006/3/2）
うずたかく堆積した灰色のシルトを分けるように澤筋がある。



樅木川砂防ダム直上流からの眺め（2006/10/29）

シルト層は流出し、砂利と砂礫が残っていた。堤体の上部の流出口に倒木が刺さっている。水位が高いとき、シルトはこれらの穴から流出する。

朴木砂防ダム直上流からの眺め
(2006/10/29)

シルト層は流出し、澤筋が砂礫と岩を洗っていた。

一昨年、昨年の豪雨で川辺川源流域に大規模な山腹崩壊がおきた。両砂防ダム上流部に堆積したシルト層はその後の川の流れで侵食されて下流への流出が継続した。河床に堆積したシルト層が完全になくなるまで流出し、その下流域は濁水が継続する。そしてアユの成育に致命的な影響を与えてしまっている。「このときの山腹崩壊は手入れの悪い人工林に多く発生していた」と中島さんたちは国土交通省の調査資料を調べ、現地調査を行った上で、証言している。実際、川辺川源流域では山腹崩壊の形跡があちこちに見られる。その現場が人工林であるか自然林であるかは、山（森林）を見慣れている中島さんたちにはすぐ分かるとのことであった。

29日の現地見学会で、「川辺川濁水の元凶である川辺川源流域の砂防ダムに堆積したシルトが流出しつくしていくしばらくは濁水の心配がないこと」を皆で確認できた。そして、「再度の濁水を起さないためには森林の整備」と、「砂防ダムが結局は濁水の原因になっていること」→「朴木砂防ダム・樅木砂防ダムの撤去」を国に要求している現地の皆さんとの正当性を私たちは実感した。



－強権的に計画の策定を進める国交省－

利根川水系河川整備計画

(利根川流域市民委員会 嶋津暉之)

淀川流域委員会の休止

今年の10月、近畿地方整備局は来年1月で任期切れとなる淀川水系流域委員会を休止することを発表した。2月以降は当面の間、流域委員会を休止し、委員はあらためて人選することになっている。ダム原則中止の提言の作成で中心的な役割を果たしたメンバーを総取替えすることが予定されているという。

休止の発表は、近畿地方整備局長に赴任したばかりの布村明彦氏（前・本省河川計画課長）が10月24日の記者会見で行った。同氏は会見で「国の審議会で検討中の河川整備基本方針や河川整備計画案がまとまった段階で、議論を再開する」と説明する一方で「（同委には）これまで相当意見をいただいたが、やりすぎという人もいる。自治体の首長からの評判はよくない」とも語り、淀川流域委員会に対して批判的な考えを明らかにした。このように、国交省本省の意向で淀川流域委員会が休止されることになった。

その後、27日に冬柴鐵三国交大臣は定例会見で休止を否定する発言をしたが、その発言をその3日後に安富正文事務次官が「我々の大臣への説明不足」と打ち消した。大臣発言はずいぶんと軽いものである。

淀川流域委の休止の理由

国交省本省がなぜ、淀川流域委員会を休止することにしたのか、その理由はいうまでもなく、2003年1月に同委員会が出した「淀川水系5ダム原則中止」の提言にある。この提言が出たあと、大阪府、京都府など、新規ダムの受水予定者が次々とダム計画からの撤退を表明した。残っている受水予定者は川上ダムの三重県くらいで、淀川水系のダム計画が根底から揺らぐことになった。水余りの時代において新規ダムの受水予定者は本音では、ダム計画からの撤退を望んでいるが、国交省との関係で撤退を言い出せなかった。それが、ダム原則中止の提言が出たことで、これ幸いとばかり、大阪府が最初に撤退を言い出し、続いて将棋倒しのように、受水予定者の撤退表明が相次いだ。これは、ダム計画を進める国交省にとって大きな打撃であった。2005年7月、近畿地方整備局は2ダムのみを中止し、3ダムは継続するとの方針を出したが、継続としたダム計画も縮小せざるを得なくなった（たとえば丹生ダムは治水専用の穴あきダムへ）。この3ダム継続方針に対して淀川流域委員会から強い疑問の声が上がって、両者のやり取りが続いてきた。そのような中で、ダム推進の邪魔者である淀川流域委員会を解体してしまえということで、今回の休止発表になったと推測される。

利根川水系での時代錯誤の方針の発表

淀川流域委員会の休止発表と軌を一にするように、関東地方整備局は11月22日に利根川水系河川整備計画の策定に当たって五つの有識者会議の設置と住民の意見聴取の方法を下記のとおり発表した。それは、私たち、利根川流域市民委員会が設置を求めてきた住民参加型の流域委員会ではなく、それとはまったく異なる、国土交通省のみの判断で選んだ学識者の会議（有識者会議）

を利根川・江戸川等に設置するものであって、しかも、住民の意見聴取は公聴会のみとするものであった。住民は意見を述べるだけであって、計画の是非に関する議論の場には一切参加させないとするものであり、住民を排除する時代錯誤の方針を関東地方整備局が発表した。

伝わってくる情報では、五つの有識者会議は3回程度で来年1月頃には終了し、その後、公聴会を開き、そして、都県の意見、市町村の意見を聴いて来年夏頃までには計画を策定するというスケジュールだという。利根川のように多くの問題事業を抱える大河川の整備計画を猛スピードでつくってしまおうというのである。住民とともに河川整備のあり方を考えていこうという河川法改正の趣旨はまったく消えてしまったかのような国交省の強硬姿勢である。

利根川市民委員会の意見書提出

利根川流域市民委員会は直ちに抗議文を国交省に提出し、さらに第1回有識者会議に合わせて事前に意見書（その1）を各委員に郵送するとともに、事務局に了承させて有識者会議に配付するようにした。この意見書が功を奏して、利根川・江戸川有識者会議ではマスコミ系委員から住民の参加を求める意見が続出した。新聞にも伝えられるように、「住民代表に議論に加わってもらうべきだ」「関係住民を入れずに計画を決定しようと批判される」「時代にそぐわない。住民を交えた議論の場を」「30年間の計画を決めるのに、この会議は簡単に進む。公聴会を開くというが、今の時代はそんなに甘くない」などと批判的な意見が続出し、流域住民や市民団体の代表者も議論に参加させるべきだということが強く主張された。ところが、座長の宮村忠氏は「この有識者会議は意見を言う場であって、決めるところではない。」として住民参加の議論を終らせてしまったのである。

しかし、終わりにはならなかった。批判的な意見が出たことが新聞に報道され、さらに、この議論を目の当たりにした新聞記者が国交省安富事務次官の記者会見で住民排除の問題を追及したことにより、国交省は進め方を変えざるを得なくなってしまった。

当初の予定では有識者会議を2~3回、その後、公聴会を開いて終わりにする予定であったが、多少は時間かけていく方向に変わったようである。このことは12月18日と20日に開かれる第2回の有識者会議で明らかにされることになっている。当初は第2回の会議で早くも河川整備計画の案を示すことが予定されていたが、代わりに今後の議論の進め方に関する案が示されるという話である。

とりあえずは、前回の会議で私たちが意見書を出して、働きかけをしたことが功を奏した。しかし、これは住民を一切排除するという方針に対する反発が余りにも強かったので、もう少し巧妙にやろうという範囲での国交省の見直しであるから、基本的なやり方は何も変わっていないと考えるべきである。

私たちは第2回有識者会議に合わせて意見書（その2）を各委員に送付した。

河川法改正前の旧態依然の、住民を軽視する姿勢に戻った国土交通省、先祖がえりしたような国土交通省に対して私たちは聞い続けなければならない。

利根川水系河川整備計画（直轄区間）の策定に係る学識者等からの意見聴取について

利根川流域は 1 都 5 県にわたり、流域面積も広く支川等も多いため、河川の特性や地域の特性が異なり、関係する住民の方々にも多様な意見があります。

具体的な整備内容の検討を行うためには、様々な河川に関する学識経験者から意見を聴取するとともに、公平性を確保したうえで関係する住民の方々からの様々な意見を、幅広く丁寧に聞く必要があります、その意見聴取の方法については、関係住民の誰もが参加可能な方法が必要です。

このため、有識者会議を利根川・江戸川の本川系と各支川系の 5 ブロックに分け開催し学識経験者からの意見聴取を行うとともに、流域の地方公共団体の長からの意見聴取を行います。

また、流域のより多くの方々から意見が聽けるよう、各ブロック毎に各都県 1 ～ 2箇所で合計 20 箇所程度公聴会を開催し、さらに縦覧及びインターネットによる意見聴取を行います。

なお、関係住民、学識経験者、地方公共団体の長から頂いた意見を整理し、関係する方々の共通認識が図られるよう公表するとともに、複数回、河川整備計画の原案を提示する予定です。

学識経験者の意見を聞くため、「有識者会議」（第 1 回）を次の通り、開催します。

①利根川・江戸川有識者会議	12 月 4 日（月）10 時～12 時
②渡良瀬川有識者会議	11 月 29 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分
③鬼怒川・小貝川有識者会議	12 月 4 日（月）15 時～17 時
⑤霞ヶ浦有識者会議	11 月 29 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分
⑥中川・綾瀬川有識者会議	12 月 4 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分

す。二月に策定された利根川水系河川整備基本方針では、洪水時に蓄積地を流れる量大流量などを整備の考え方を示していくが、同時に個別事業を位置づける。

計画策定に当たり、国交省は利根川流域を五つのプロジェクトに分けてそれぞれに有識者会議を設置した。流域開発事業は利根川・江戸川プロジェクトに、湯西川ダムは東慈川・小貝川プロジェクトになる。

有識者会議の委員は五プロジェクトで六十五人。すべて国交省の人選で、上流のタム反対運動を展開している市民団体からの推薦は受け付けなかつた。今後もプロジェクトに

じに地域住民の意見を聞くべき腰会を合計で二十回程度開き、流域自治首長の意見聴取を経て計画が決定される。

市民団体を議論から東上閣出したといつて、マスコミ選出の委員から「修正原川法の趣旨にそぐわなく」「小委員会など何らかの形で市民団体を議論に加えるべきだ」などの声が相次いだ。これに対し、国交省関東地方整備局の河崎和明河川部長は「住民の意見は公聴会と健闘、インターネット上で聞く。このやり方は前面をそろつくりはない。できるだけ早期に計画を策定したい」と話している。

る大規模事業 の原案、次回提示

と利根川が氾濫した場合の本県で想定される被害額は五千万円程度といふ。本州最大の過地・渡良瀬遊水地では、上赤で中止になつた県営東大芦川ダムの替わりに治水整備を増やそじ遊水地の一部を掘り下げる計画が浮上した。治水効果を求める埼玉自治体から歓迎されているが、自然保護団体からは強い反発を招いている。上治水効果についても疑問の声が出ている。

整備計画の基になる「基本方針」では、「三百

年に一度という大洪水が利根川で発生した場合に、基準点で最大毎秒二万三千の基本高水流量が流れると想定している。このうち四分の一をダムや遊水地の建設に対応することになつて、いる。

これには基本上のダムを新設しなければならず、基本方針の策定段階でも議論が分かれた。市町は絵に描いたものになるとしないとされた。

本県で計画されている大規模河川事業も基本方針に基づいて組み込まれる

見込みだが、この日の有
識者会議では具体的な優
先順位や工事手法などは
明示されなかつた。

ラムサール条約で住民ら 遊水地登録求めめ 藤岡町長に要望

署名は十一月三十日現
在七千八百八十四人分
が集まつた。渡良瀬遊水
地周辺の二市四町（小山
市、野木町、藤岡町、茨
城市、真壁町、群馬県板倉
町、埼玉県北川町）で
二千百七十五人が署名し
た。

渡良瀬遊水地のラムサ
ール条約への登録を目指
して活動している「渡良
瀬遊水地をラムサール条
約登録地にする会」は四
日、永堀操作藤岡町長に
七千八百八十四人分の署
名が記された要望書を提
出した。

要望書は、ラムサール
条約の登録地に指定す
ることが必要と訴えてい
る。関東自治区において
一〇〇八年に開かれるラ
ムサール条約締約国会議
での指定に向けて環境省
に働き掛けることを求め
ている。

の大规模事業

読売新聞 2006年12月5日

利根川水系整備 住民代表”締め出し“

国交省有識者会議初会合で

利根川水系の河川整備を議論する国土交通省の諮問機関「利根川・江戸川有識者会議」の初会合が4日、東京都内のホテルで開かれた。1997年の河川法改正で計画策定に住民の意見を反映することが定められ、多摩川、淀川などでは学識経験者と住民と一緒に議論してきたが、国交省は利根川については明確な理由を示さないまま住民代表をシャットアウトした。このため、初会合では委員から「関係住民を入れずに計画を決定しまうと批判される」などと異論が続出した。

利根川水系の河川整備計画に巡っては、ハッ場ダム計画などを抱えており、市民団体などは「住民代表を加え、透明性の高い議論を」と求めてきたが、国交省は拒否。河川工学などの有識者、地元マスコミ関係者らだけが委員に選ばれた。初会合では、マスコミ代表の委員から「住民代表に議論に加わってもらうべきだ」などと批判が続出したが、閉会後、国交省関東地方整備局の河崎和明・河川部長は「議論の進め方を変えるつもりはない」と話した。

朝日新聞 2006年12月5日

「利根川水系整備会議 委員の人選に難 委員自身が指摘」

利根川水系の河川整備計画策定に向け、国土交通省関東地方整備局が地域ごとに設けた五つの有識者会議のうち、本川の利根川・江戸川の初会合が4日、東京都内で開かれた。学者や地方新聞幹部に委員を絞った整備局の方針について、当の委員から「時代にそぐわない。住民を交えた議論の場を」などと異論が噴出した。結論を急ぐ整備局の姿勢を懸念する声も相次いだ。

同整備局は、計画期間がおおむね30年間で本川は50年に一度、支川を30年に一度の洪水から防ぐ治水安全度に引き上げる整備目標を説明。ハッ場ダム（群馬県）や南摩ダム（栃木県）の整備に理解を求め、住民の意見は公聴会を開くなどして反映させると強調した。

しかし、地方新聞論説委員の委員が「30年間の計画を決めるのに、この会議は簡単に進む。公聴会を開くというが、今の時代はそんなに甘くない」などと批判。流域住民や市民団体の代表者も議論に参加させるべきだと強く主張した。

意見書（その1）

2006年11月29日

利根川水系河川整備計画策定に係る
有識者会議 委員の皆様へ

利根川流域市民委員会

共同代表 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）

嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）

吉田正人（江戸川大学教授）

連絡先 深澤洋子 TEL&FAX 042-341-7524

高橋盛男 TEL&FAX 047-367-2857

利根川水系河川整備計画の策定に関して
住民軽視の時代錯誤の方針を示す
国土交通省に姿勢の転換を求めてください

利根川水系河川整備計画の策定に係る有識者会議の委員の皆様に私たちの意見を申し上げます。関東地方整備局が利根川水系河川整備計画の策定に関して示した方針は、私たちが求めてきた住民参加型の流域委員会〔注〕とはまったく異なり、整備局のみの判断で選んだ学識者の会議（有識者会議）を設置し、住民の意見は公聴会での聴取だけとするものでした。計画の是非に関する議論の場に参加させず、住民を軽視したやり方に私たちは強い憤りを覚えます。

1997年の河川法改正の趣旨における重要な柱の一つは、よりよい河川整備のあり方を住民とともに考え、その意見を反映していくことにありました。しかし、今年10月、国交省は、住民参加型の流域委員会のモデルというべき淀川水系流域委員会を休止することを発表しました。今回の利根川水系のやり方はその発表と軌を一にするものであり、国交省が河川法改正前の旧態依然たる姿勢に舞い戻ってしまったことを表しています。

利根川水系では別記のように、多くの大規模河川事業があり、それらを何が何でも推進するために、国交省は住民を軽視する時代錯誤の方針を示したのです。

有識者会議の委員の皆様におかれましては、関東地方整備局に対し、河川法改正の趣旨に基づいて住民と議論を重ねながら、河川整備計画の策定を進めるよう、姿勢の転換を求めてくださることをお願いいたします。

また、会議の進め方について下記のことを要望します。

1. 有識者会議は、大規模河川事業の現地調査を行い、河川整備計画について議論を尽くすこと
2. 有識者会議の途中で、流域住民の意見を聞く機会を設けること
3. 有識者会議の中で傍聴者に発言の機会を与えること
4. 有識者会議は、住民からの意見書・要望書を取り上げて検討すること

〔注〕 私たちは9月22日に国交省に別紙の要望書を提出しました。

紙面の都合上、要望書は割愛しました。

別記 利根川水系における大規模河川事業

① ハッ場ダム

吾妻川に建設予定の多目的ダム（総貯水容量 10,750 万m³）

現在、付替道路、付替鉄道、代替地造成などの関連工事が行われている。

（建設事業費 4,600 億円、水特法事業と基金事業を除く。）

② 思川開発（南摩ダム）

思川の支川・南摩川に建設予定の多目的ダム（総貯水容量 5,100 万m³）（黒川と大芦川から導水）

現在、水没予定地の取得が進められ、付替県道の工事が始められようとしている。

（建設事業費 1,850 億円、水特法事業と基金事業を除く。）

③ 湯西川ダム

鬼怒川の支川・湯西川に建設予定の多目的ダム（総貯水容量 7,500 万m³）

現在、付替道路、代替地造成などの関連工事が行われている。

（建設事業費 1,840 億円、水特法事業と基金事業を除く。）

④ 渡良瀬遊水池の大規模掘削事業

渡良瀬遊水池は 17,180 万m³ の洪水調節容量を持つ洪水調節池であるが、この洪水調節容量を 500 万m³ 以上増やすための大規模掘削事業が計画されている。

⑤ 稲戸井調節池の大規模掘削事業

稻戸井調節池の洪水調節容量を増やすための大規模掘削事業が計画されている。（1,890 万m³ → 3,080 万m³）

⑥ 烏川の河道内遊水池

2006 年 2 月策定の利根川水系河川整備基本方針によって、烏川の河道内に遊水池を建設することになったため、現在、国の直轄区間で遊水池建設計画が検討されている。

⑦ 利根川中流部右岸の堤防強化対策事業（深谷市から五霞町まで）

利根川中流部右岸の堤防を強化堤防（川裏の勾配 1:7）にするための堤防強化対策事業が計画されている。（首都圏氾濫区域堤防強化対策事業）

（移転戸数 約 860 戸、栗橋町だけで 270 戸、総事業費 1,300 億円）

⑧ 印旛沼を使う利根川放水路計画

2006 年 2 月に策定された利根川水系河川整備基本方針では、戦前からあった旧利根川放水路計画はなくなり、代わりに新しい利根川放水路計画が入った。これは、利根川下流部の洪水 10,500 m³/秒のうちの 1,000m³/秒を、印旛沼を経由して、東京湾に落とすものである。

（この計画を実現するためには、印旛沼の大規模掘削、大水路の開削などが必要である。）

⑨ 霞ヶ浦導水事業

那珂川と霞ヶ浦を結ぶ導水路（那珂導水路）、霞ヶ浦と利根川を結ぶ導水路（利根導水路）を建設する事業で、目的は都市用水の開発、霞ヶ浦の水質浄化などである。

（建設事業費 1,900 億円）

（利根導水路は 1989 年に完成したが、霞ヶ浦から利根川への試験通水によって、漁業被害が起きたため、未だに使われていない。）

意見書（その2）

2006年12月13日

利根川水系河川整備計画策定に係る
有識者会議の委員の皆様へ

利根川流域市民委員会

共同代表 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）

嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）

吉田正人（江戸川大学教授）

連絡先 深澤洋子 TEL&FAX 042-341-7524

高橋盛男 TEL&FAX 047-367-2857

利根川水系河川整備計画の策定において 住民の参加と科学的な検証を求めます

第2回有識者会議が開かれるにあたり、私たちの意見を申し上げます。

第1回有識者会議に対し、私たちは「河川法改正の趣旨に基づいて住民と議論を重ねながら、河川整備計画の策定を進めること」を求める意見書を提出しました。このことに関し、利根川・江戸川有識者会議では、4～5人の委員が、「小委員会など何らかの形で市民団体を議論に加えるべきだ」「時代にそぐわない。住民を交えた議論の場を」、「30年間の計画を決めるのに、この会議は簡単に進む。公聴会を開くというが、今の時代はそんなに甘くない」などと述べ、住民の参加を強く求める意見が続出しました。（別紙1の新聞記事を参照）ところが、関東地方整備局はそれらの意見に一切耳を傾けることなく、オウム返しに既定の方針を述べただけでした。

私たちはこのような関東地整の硬直化した姿勢に対して強い憤りを覚えます。そして、委員の方々には、関東地整に対して住民参加の道を開くよう、その姿勢の転換を求めてくださることと、次の4点をあらためて要望します。

5. 有識者会議は、大規模河川事業の現地調査を行い、河川整備計画について議論を尽くすこと
6. 有識者会議の途中で、流域住民の意見を聞く機会を設けること
7. 有識者会議の中で傍聴者に発言の機会を与えること
8. 有識者会議は、住民からの意見書・要望書を取り上げて検討すること

さらに、今回は河川整備計画案の内容について下記の意見を申し上げます。

1 河川整備計画の目標流量が科学的に見て妥当であるかどうかを検証すること

利根川の河川整備計画は目標治水安全度を本川1/50、支川1/30として策定することになっていますが、その安全度に対応する目標流量が科学的に見て妥当な値であるかどうかが非常に重要です。それは、この目標流量が過大に設定されているために本来は不要な河川施設が河川整備計画に盛り込まれる可能性が高いからです。

整備計画案では、八斗島地点の洪水調節後の目標流量は13,000m³/秒となっていますが、洪水調節前の目標流量は明らかにされていません。その数字と算出根拠を求めた上で、それが1/50

の値として科学的に妥当か否かを十分に検証することを要望します。

なお、利根川河川整備基本方針では基本高水流量（八斗島地点）が22,000m³/秒となっていますが、これは基本方針の目標安全度1/200の流量としてはきわめて過大な値であって、実際には16,000m³/秒程度であることを申し添えておきます。

2 河川整備計画に盛り込む河川施設は優先順位の高いものに絞り込むこと

河川整備計画は、河川整備基本方針で（表示はされていないが）想定されている河川施設のうち、今後30年間に実施すべき優先順位の高いものを選ぶことになっています。それは河川整備の段階的な進め方を考えれば、当然のことです。ところが、実際には長期目標としては仮に必要な施設であっても、河川整備計画の段階では必要性・緊急性のないものまでが、事業の実施が自己目的化されて、整備計画に盛り込まれることがしばしばあります。その端的な例が3で取り上げる渡良瀬遊水池や稻戸井調節地の大規模掘削事業です。国交省の計算でもそれが意味を持つのは1/200より大きな洪水のときだけであって、1/50の洪水ではまったく必要性のないものであるにもかかわらず、整備計画に盛り込まれようとしています。

整備計画案で示される新たな河川施設のそれぞれが今後30年間に実施すべき優先順位の高いものであるかどうかを十分に検証することを要望します。

3 大規模河川事業については必要性の有無等を十分に検討して、必要性が希薄な事業、環境等に多大な影響を与える事業を河川整備計画から排除すること

水系では①～⑨の大規模河川事業が強権的に推進され、または推進されようとしています。これらの多くは真の必要性がなく、環境等に多大な影響を与えるものであり、災害を誘発する危険性を持つものもあります。これらのうち、①、②、③、④、⑤、⑧、⑨の問題点は別紙2に示すとおりです。⑥と⑦は事業計画の詳細が示されてから、あらためて問題点を指摘します。これらの大規模河川事業については必要性の有無等を十分に検討して、必要性が希薄な事業、環境等に多大な影響を与える事業を河川整備計画から排除することを要望します。

①ハッ場ダム、②思川開発（南摩ダム）、③湯西川ダム、④渡良瀬遊水池の大規模掘削事業、⑤稻戸井調節池の大規模掘削事業、⑥烏川の河道内遊水池、⑦利根川中流部右岸の堤防拡幅事業（深谷市から五霞町まで、移転家屋870戸以上）、⑧印旛沼を使う利根川放水路計画、⑨霞ヶ浦導水事業

4 利根川水系の自然を取り戻す河川整備計画を策定すること

利根川水系では過去の大規模河川事業によってかつての豊かな自然が大きく損なわれています。利根川の自然に多大な影響を与えた例は利根川河口堰と霞ヶ浦開発です。これらは当初計画の目的よりも必要性が大きく後退していますので、自然の回復に向けてその運用を抜本的に改善することが求められています。これらの事業の問題点と運用改善の方向は別紙3のとおりですので、それを踏まえて利根川水系の自然を取り戻す河川整備計画を策定することを要望します。

紙面の都合上、別紙2と3は割愛しました。

河川行政は河川法改正前に先祖返りするのか！？

誰も祝福しない徳山ダム湛水強行

近藤ゆり子

徳山ダム湛水強行に抗議する！一民の声、自然の声、歴史の声を聴けー

2006年9月25日

徳山ダム建設中止を求める会 代表 上田武夫 運営委員一同

9月25日早朝から、水資源機構は、徳山ダムの試験湛水開始の工事を始めた。賑々しいセレモニーも行われるのは、誰からも祝福されることのない「湛水開始」工事だからである。

・・現に「八徳橋」東詰には旧徳山村民の「試験湛水反対」の横断幕が掲げられている。

(以下略)

将来に禍根を残すだけの湛水強行である。

議論では勝っている利水・治水

徳山ダム裁判控訴審は、行政訴訟・住民訴訟ともに敗訴であった。上告している。住民訴訟の「騙し討ち」はいかにもひどく、最高裁で「差し戻し」はありうると考える。

私たちの主張のうちの「新規水需要はない」ということは、2004年フルプラン全部変更において「勝負有った」である。どの利水者も具体的に「〇〇時点で徳山ダムの水を使う」と示すことは出来なかつた。「右肩上がりの需要増が続く」というあり得ないことを前提として「超長期的に」としか言えなかつたのだ。つまり「徳山ダムの水は要らない」。

治水（洪水調節）についても、河川管理者は真っ当な反論は出来ていない。1996年10月・1997年2月に、私たちは「建設省との対話」をもつた（1997年6月に設定した第3回を一方的に破棄された）。ここで私たちが突きつけた疑問に、河川管理者は答えずじまい。その後は「係争中」を理由に答えていない（裁判の書面では「答え」になっていない）。11月、非公式に「事実審は終わったのだから教えてよ」と聞きに行った。

//////////

（1）水位流量曲線（H-Q曲線）の「怪」について

【ダム審で<S34年、S35年>と<S50年>のH-Q曲線が示された。前者と後者は大きく違う。基本高水流量を算出する際（S34年、S35年）は水位に対して流量が大きく、現在の河道の状況を説明する際（S50年）は、同じ流量に対応する水位はやたらに高くなってしまう-「計画高水位を超えるから洪水調節施設が必要」という論理となる-、という「怪」である。】

① H-Q曲線は、S40年くらいを境に大きく変化している。その理由をいろいろ探ってみたが分からぬ。以前は精度が低かった、という考え方もありうる。実際の流量観測は難しい。

②（「結論に合わせて-ご都合主義で-データを使うたぐいでは？」という問いに）結果として、「基本高水流量を算出の際には、流量に対して水位が低いものを用い、今、説明するときには、流量に対して水位が高くなるものを用いている」のは事実。その時点、その時点でのデータを使う、ということであつて、作為的なものではないが…。

③ ある意味では、H-Q曲線も『適切と考えるところで決める』しかない部分も大きい。これを恣意的とか意図的とか言われると、『それは違う』と言いたいが…。

(2) 基本高水流量の決定について

【基本高水流量は「唯一解」ではない、ダム計画に合わせて過大になっている、という指摘に関して】

① 確率にしろ、（貯留関数法の）定数にしろ、決定していく過程で、”選択”せざるを得ないものは多々あり、その”選択”によって（基本高水流量の）数値が異なってくるだろうことは事実だ。しかし、行政としては、いったん出した数値は「唯一解」として扱っていくしかない。

②（これから策定する木曽川水系河川整備基本方針に関して）まだ原案となっていないが、基本高水流量は、従来の工事実施基本計画の数値をそのまま踏襲することになる。河川法改正以来、木曽川における膨大なデータを丹念にチェックしてきた。その上で、従来の数値が「許容の範囲内」に収まることを確認した。工事実施基本計画策定から河川改修を積み重ねてきた経過もある。行政の継続性という意味からも、よほど数値を変えねばならない事情がなければ変えない、ということにせざるをえない。

//////////

簡単に言えば「まるまるこちらの言い分通り」である（ダムを正当化するための作為ではない、というだけが向こうの言い分）。

分厚い壁に風穴をようやく一つ

9月15日、「環境省は『生物多様性条約』批准国日本の担当省庁として責務を果たして下さい」という要望書を中部地方環境事務所に提出した。「環境アセス法適用以前の個別事業」については、環境アセス法制定時の取引に拘束され、「事業者を信頼している。口出ししない」と殻にこもる弱小官庁の尻押しみたいなものである。2000年の2つの質問主意書・答弁書を突きつけて（国交省側にも）、ようやく、11月21日に、徳山ダム集水域のワシタカ類調査報告書が国交省河川環境課から環境省野生生物課に渡されるところまでこぎつけた。

日本の環境行政のお粗末さ、官庁間の壁の厚さを痛感させられる。とにもかくにも「環境省が個別事業・個別問題の資料を請求し、必要な助言を行う」ことを確認させただけでも一步前進なのである（「官庁の常識」でいうと「大きな問題」なのだそうだ）。

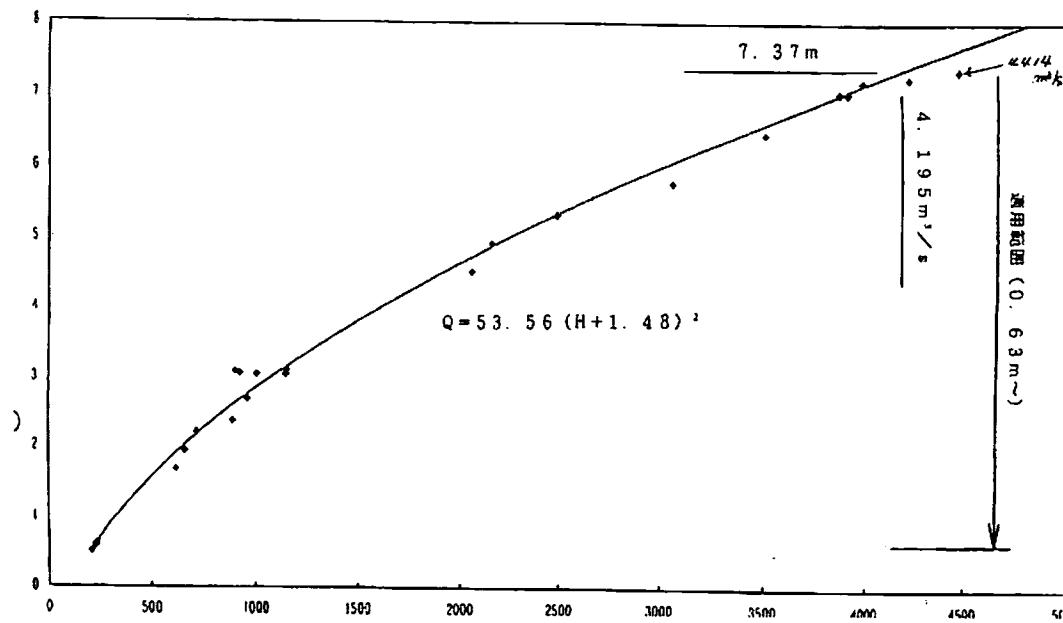
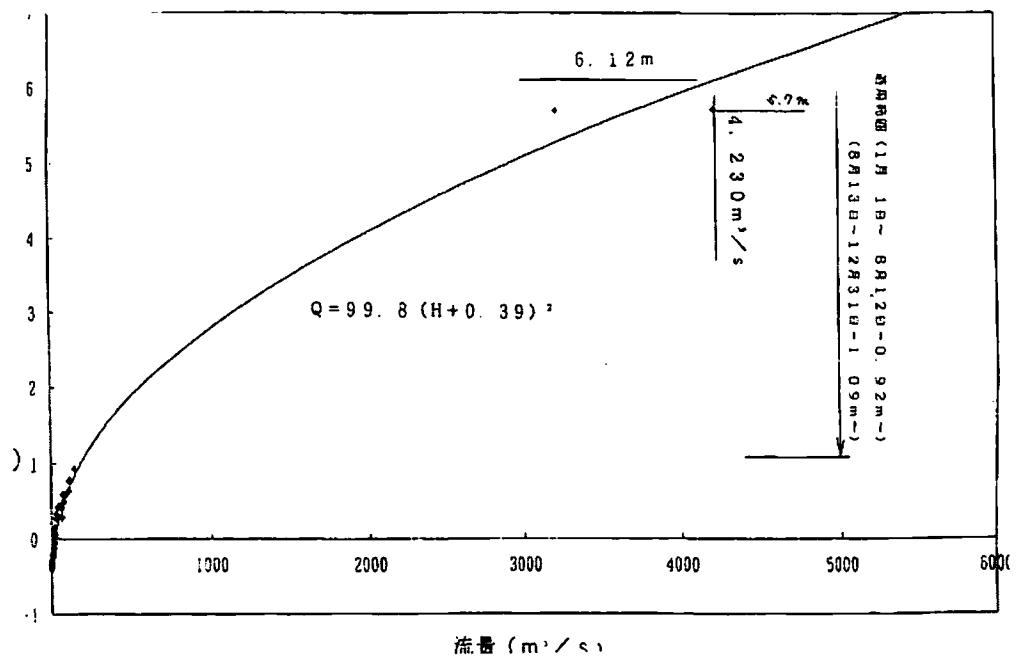
河川行政の「先祖返り」・・・これでは治水事業は一歩も進まない

前号・前々号でも伝えた通り、河川局は、河川法改正の「目玉」である「住民参加」を真っ向から否定する暴挙を全国で展開している。

11月22日、①淀川水系流域委員会を「休止」という形で事実上潰す（後で似ても似つかぬものを「再開」する）ことを委員会の場で表明し、②利根川水系でも河川管理者が全てを仕切る形で河川整備計画を策定することを記者発表した（12月4日に開かれた「利根川・江戸川有識者会議」で河川管理者が決めた委員からさえ批判続出であったという）。

整備計画策定から流域住民を締め出し、説明責任さえ果たさないようなやり方では、どんな種類の「治水」事業も進むはずがない。河川管理者自身がよく知っていることである。

今一度、河川法改正の原点に戻るべきである。



近畿地方整備局長 布村明彦様

2006年11月24日

近藤ゆり子

〒503-0875

岐阜県大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119

11月4日にも、あなた宛てに「淀川水系流域委員会休止発言」に関してファクスを送った者です。

あなたの発言以来、1ヶ月経つて、11月22日の第53回淀川水系流域委員会に、ようやく1枚のペーパーが出ました。

“10月24日局長就任記者会見における「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道について”（以下「報道について」という）

まさに「報道について」であって、近畿地方整備局（長としてのあなた）が、淀川水系流域委員会（以下、「淀川委」という）をどのように評価し、今後どうして行こうとしているのか、は少しもはつきりしませんでした。

そしてあなたご自身は出席されませんでした。谷本河川部長の説明も要領を得ないものでした。淀川委設置者（河川管理者と重なり合う）として果たすべき説明責任が、意図的に回避されてしまっています。

1. 「報道について」と谷本河川部長の発言

（1）内容不明確な「報道について」

「報道について」では、記者会見時点での説明として

“時間的な関係で一旦、お休みになるとの見通しを述べたもの”

“休止するとかしないという方針を決めたという話ではなく”

としている一方、最後の段落では

“その後、大臣からも、『休止期間が長くならないよう、基本方針作成等の作業を精力的に進めるよう』ご指示いただいている”

として、現時点では「休止」はすでに決定済みであるというようなものでした。

分かりにくいものです。こうした肝心のことが明確でない（誤魔化しているように見える）「説明」は、事態を悪化させるだけです。「説明責任」を一体どのように考えておいでなのでしょうか。

（2）連続性・継続性を保持するのが原則（→2に続く）

河川管理者（設置者）は、淀川委に、多くのことを諮詢しました。その内容からは、河川管理者が、淀川委を、相当期間継続的に設置しておく意であると読み取れます（ダム等フォローアップ委員会の役割をも担わせようとしています。この「ダム等フォローアップ」は、その趣旨からして、5年未満の単発的委員会で担っていくものとは考えにくいものです）。

こうした淀川委の性格からすれば、連続性・継続性を保持することが原則です。まず、このことを明確にしたい。

「委員の任期が切れる」というようなことは中断・休止の理由にはなりません。手続き的問題で任期切れを生じ、連續性・継続性が保持できないとすれば、その責任は、設置者に帰すべきものです。しかし、谷本河川部長の口ぶりからは、そうした責任を負うという意識は微塵も感じ取れませんでした。

(3) 休止の理由は何かー 1

その「休止」判断の理由は、「報道について」では以下のようなことが前面に出ています。

” 河川整備計画の前提となる河川整備基本方針を審議する、社会資本整備審議会河川分科会基本方針検討小委員会において(* 中略) その検討に時間がかかることから、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要するとみこまれています。

現在の委員の任期は平成19年1月で切れますが、河川整備基本方針策定までには、なお時間をお時間を要すると見込まれることから、時間的な関係で一旦、お休みになるとの見通しを述べたものです。”

これによれば、布村明彦さんが本省河川計画課長として事務方責任者であった河川整備基本方針策定作業が遅れているから、近畿地方整備局長としての布村さんが淀川委を休止するのだ、というふうに見えます。

としたら、この事態に対して、まずは布村さんが国民に対して、そして淀川委員に対して、二重の責任を負って、まずは謝罪するべき（記者会見等で深々と頭を下げ、自ら処分を受ける？）、ということになります。

しかし、布村さんは「謝罪」云々以前に淀川委に出席して説明しようとさえしません。こうした態度は、河川管理者に対しての不信感を国民（流域住民）に拡げます。

* 河川法改正からほぼ10年。淀川河川事務所でも基本高水流量・計画高水流量についての基礎資料からの検討を重ねてきたはずです。河川整備基本方針小委員会に「淀川水系」を諮るにあたっては、事務方として相当程度詰めていたはずです。他の河川など数時間の「審議」で河川整備基本方針案が承認された例は少なくありません。淀川水系に限って、まるですべてが「これから」検討するかのような物言いは却って不審を抱かせます。

(4) 休止の理由は何かー 2

一方、谷本河川部長の発言では、「休止」の大きな理由は「淀川委について、いろいろな意見があるので、いったん休止して見直しをしたい。その時間が欲しいから」ということのようでした。

とするなら、少なくとも何が問題とされているのか、についての説明はあって然るべきです。説明がない以上、推し量るしかありません。

ア. 「首長からの意見」ということ

「報道について」で

” なお一部報道で流域委員会の評判が悪いとの発言がありましたが、そのような事実はなく、地方公共団体の首長さんからは国土交通省は我々の意見よりも流域委員会の意見を大切にしすぎているのではないかと、国土交通省へのおしだりを頂いたこともある、とのお話をしたものです。”

とある部分です。

これに関連して谷本河川部長も同様なことを発言されました。「河川管理者として、淀川委か

ら意見を聞くことと、流域自治体から意見を聞くこととの関係というか・・・河川管理者として検討しなければならない」と。

河川管理者として、河川法16条の2の第3項（この場合は淀川委）、第4項、第5項の関係を整理されること自体には、いささかも異論はありません。しかし、谷本河川部長の発言には、第4項は全く出てきませんでした。

そこから見えてくることは、「流域自治体首長から淀川委に対してブーイングがある。だから淀川委の影響力を減殺したい」という河川管理者の意向ーある意味では淀川委敵視の姿勢ーです。

イ. 何が問題になっているのかさえも明らかにしない不透明さ

前述の通り、淀川委は連続性・継続性のあるものとして設置されています。「見直し」するにしても、現委員の任期中に処理しきれない課題をどのように次に託すのか、つまり「この先」が見えなくては、現委員も残り任期で責任ある議論は出来ません。

「この先」が決定済みのものでないにしても、何を問題として「休止」というような（乱暴な）見直し議論があるのか、を早々に明らかにするのが設置者としての最低限の責務です。それは次期委員委嘱手続きがあつて然るべきとき（2006年夏頃）までになされるべきでした（それが出来ないとすれば「休止」ではなく「継続」であるべき）。

「何が問題となって見直すのか」さえも明らかにしようとしないあなた（＝布村明彦さん）の姿勢は、「淀川委潰し」というふうに受け取られても仕方のないものです。

2. 淀川水系流域委員会の継続性は担保されなければならないー休止に反対する

河川整備基本方針をうけた河川整備計画を議論するにあたっても、それまでの蓄積がなければ単なる「場当たりの感想を述べるだけ」に終わってしまいます。

これは中部地方整備局で設置された「流域委員会」のいくつかを傍聴するなどして、つくづくと感じて居るところです。（中部地整設置の「流域委員会」議論の水準が低いのは、各委員の個人的資質や姿勢の問題では決してありません。）

委員選定、そして庶務を民間委託するなどして、河川管理者との一定の距離を保ちつつ、淀川委委員の努力によって独自に活発に議論を積み重ねてきたことの大きさは、他に比較できない質をもっています。

透明性・公開性・客観性を保ち、質の高い議論をしていく委員会を形成するのは一朝一夕で出来ることではありません。継続的努力と時間が必要です。

淀川委の蓄積を、一瞬でも断ち切ってはならないのです。

3. 治水事業を遅延させてはならない

多くの人々が氾濫原に居住しているという事実を、河川管理者であるあなた方は常に強調されます（05年12月3日の大阪での日弁連シンポでもそうでしたね）。木曽川水系下流域の「輪中地帯」に居住する私も、そのことは常に念頭にあります。河川管理の最重要課題は治水である、と考えています。

1996年6月、名古屋市本山のある会館で、私は中部地方建設局河川部河川調査官K氏の

「河川審答申と河川法の改正」というお話を聴く機会を得ました。

「これから河川管理のあり方として、透明性・公開性・客観性を高め、住民意見を反映させていこうとしている」という内容でした。「バックデータも住民に明らかにしてくれるのですね?」と私は質問しました。K氏は「その通りです」とおっしゃいました。

以後、私は木曽川流域での「透明性・公開性・客観性」が十分に担保された河川整備計画策定を心待ちにしてきました。その後整備された情報公開制度なども利用しながら、私は私なりに河川管理というものの（中心課題であると考える治水というものの）現状と課題を理解しようと努めてきました。

私の理解でも、そして河川局から発信されるさまざまな情報からも、「河道－洪水調節施設を含む一内にすべての洪水を押し込めることは不可能」「計画規模を超えた洪水は必ず起こる」ということがはつきりしてきました。

来年度予算にはさ「洪水氾濫域減災対策制度」というような「あふれさせる治水」方針が盛り込まれるようです（「水防災対策特定河川事業」から似たような制度がいくつあったことか・・・）。

「あふれさせる治水」は、住民の理解が得られなければ、到底とれない施策です。「自分の関係する場所には一滴の洪水も入れるな！」という素朴な住民感情を超えたところでの理解を得るには、河川管理者への住民の信頼が不可欠です。

（「あふれさせる治水」と否とにかかわらず）「およそ河川というもの」「当該河川の特性」についての深い知識・専門性の上に立って政治的中立性を保持した「行政」を執行する河川管理者、という住民からの信頼がなければ、どんな立派な整備計画を策定しても、治水事業は前に進みません。

まさにそのためにこそ、透明性の高い「流域委員会」が必要とされたのではないでしょうか？委員の選定から透明性が高い、河川管理者任せではない、自主的でオープンな流域委員会（そうしたものとして淀川委は、全国の河川流域住民の高い評価を得ています）。こうした信頼される機関があれば、河川法16条の2第4項の運用もスムーズなものとなり、未来志向で策定される河川整備計画（河川管理者の責任において策定される！）も画餅に帰すことはないでしょう。

繰り返し述べます。自主的でオープンな、住民の信頼を得る流域委員会の存在が、それを設置した河川管理者への信頼に繋がります。

こうした自主的でオープンな流域委員会を敵視し、昔ながらの「審議会形式」へと押し込めようとする（少なくともそのように見える）河川管理者は、住民の信頼を得ることはできません。

河川管理者への不信を広げることは、即ち全国の治水事業を遅らせる事になるのです。

「治水は果てることのない事業なのである」・・・これは国交省が被告となっている水害訴訟での被告準備書面の一節です（つまり河川局のおっしゃっていることです）

だからこそ、布村明彦さん、あなたは説明責任を果たさねばなりません。今のような不信の中で淀川委の連続性・継続性を断ち切ってはなりません。断ち切ってしまえば、全国の河川の治水事業の遅延に繋がります。それは、時に牙をむく河川流域で暮らす住民にとってはもちろん、河川局にとっても大変不幸なことです。

布村明彦さん、淀川委「休止」は、全国の治水事業の進捗を困難にするものである、ということを十分に自覚して下さい。

淀川委休上方針を撤回して下さい。

以上

※ この要望書は06年12月7日、当日の委員会での近畿地整谷本河川部長の口頭での説明に対して、急遽まとめて出されたもの。「行政寄り」の委員も含め全会一致で出されたものです。 平成18年12月7日

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村明彦 様

淀川水系流域委員会

要望書

この度、近畿地方整備局長は、淀川水系流域委員会を一時休止するとの方針を発表されました。貴局が、河川整備計画案への意見を聞くために設置した委員会を、計画案を示すことなく、納得しがたい理由でもって、一方的に休止することは、6年にわたって、ひたむきに意見を述べる準備を進めてきた委員会の努力を無視するものであり、委員会と協働してきた貴局自身のこれまでの努力をも否定することになります。

委員会はこの方針をきわめて遺憾とするものですが、最低限、つぎのことを実行されることを強く要望します。

1. 本日、貴局が説明された次期委員会についての検討組織について

- ①一日も早く立ち上げ、迅速に結論を出すこと。
- ②公開のもとで検討をすすめること。

2. 次期委員会について

①次期委員会を可及的速やかに再開させること

委員会が河川整備計画案に対して意義ある意見を述べるには、計画案が示されるまえから、周到に準備することがなによりも重要です。本委員会は、6年もの長き年月と、国民の血税をかけて、意見を述べる準備をしてきました。こうした準備を活用するためには、次期委員会を可及的速やかに再開させが必要です。

②再開後の委員会も「開かれた」ものとすること

委員会が意義ある審議を行うには、委員会の自主性および透明性を保障するとともに、広く一般の意見を聴取し、審議に反映させることが重要です。また、河川の特性を活かした整備計画を策定するには、多様な専門分野の学識経験者のみならず、地域の特性に詳しい住民を委員とし、真に開かれた委員会にすることが必要です。

③現委員会の成果を継承すること

本委員会は、設置以来、500回を超える委員会や地域部会あるいはテーマ別部会などを開催し、会議の内容および資料をすべて公開してきました。本委員会が努力してきた成果を次期委員会に継承することが必要です。

以上、要望します。

第4部 明日への視点②



近藤ゆり子さん(57)

大垣市田町。1995（平成7）年に亡くた夫正尚さんならどもに「徳山ダム建設中止を求める会」を結成。事業差し止めなどの懐山ダム反対訴訟を起こし、法廷闘争を展開。県内だけではなく全国各地のダム建設現場を駆けめぐり、河川行政のあり方にについて鋭い指摘を続けていく。自衛隊はイラク派遣、憲法問題などでも精力的に活動している。

河川行政、住民参加を

床式に改築されたりと後、資金を用ひか。これがこの治水は、生既の弊病等、には進むのがだ。なまにして河川行政に対する生既の参加が重要だと見てくる。

一九九七(平成九)年に算りしに際わゆる「されあ程度で終わるのではない」、生産と何多くの理解を河川流域が改せられ、各水系に「懇意会」で生民の意見をか。だからと言へて難に處してからわざわざたどりきるの河川整備計画を策定する間いりいはねやうだ。意見を聞くのが上解なのがねやうがない。もし河川整備過程で「生民意見の反映」この方では、眞に生民私にわかるらない。タゞの理解を駆け任せたがが盛り込まれた。木曾川水意見が反映されることは想え實をつけ取つても、タゞ度に不確然をかづらしむるには國が選んだ有識者なし。繪縄あらきて、文章対論書きからを繋めて意見がれどすなれば本業をにじめる委員会を併せて、地の意見等が少しごれられるを防げば、逆の意味で「相思のせり」といひやう。

第4部 明日への見据え

一九七二(昭和47)年に
登記された東京府のドクトー
トセ「黒崎繁治」が「黒
崎繁治」を譲り受けた人
である。該当性は幾つかある
が、新規に「US46111
河川迷宮」が生産の美濃本
駅で記載されるのが本件にあては
めら仕事をしており、
河川迷宮のうちいかん
なつたのは岐阜県河口湖
(さき)湖郷町に通称がある
う。河口湖は岐阜県の四
年生では最も古い河口湖連
湖群である。越後山は河口湖を
目の前に立つておるが、
河川迷宮は岐阜県の木曾御
は一木曾川から引かれていた
としていた。国民政府が
からじに上野原川をねね川に
改名するやうに水路をかく
だるが原因で、今もその面
からかでせらべるやうに面
感じた迷宮だった。



（メモ）富本博司さん。99年には阪川工事事務所長などは、97年に阪川建設入省後、河川整備計画にて河川監視を立ち上げた。同流域委員会は事業中のダム計画を監視する組織として、国土交通省河川局防災課で毎年定期的に会議を開いています。

意見反映、知恵を絞る

の御恩典がいたる限り。
お手元にしたくおもひ
が、更にござることの御恩典
思ふにあれば世界がやがて
お過りの世相終焉、由来
お過りせよ可なりといひ盡
つてお聞かぬ御心がゆゑなり

■徳山ダムの補償問題

小野谷 公宏
(猪崎川連絡部)

切 「公金を支払つたのは極めて不適切で、建設主体の水資源機構（いたまち）の青山倫理理事長は解消した。

問題になつたのは、ダム間に水を送る仕事場（ライナローブ）をめぐり、徳山ダム建設中の用地担当職員一人が所有者が確定しないまま、所持を主張する権利の地元住民と強制で絞られた相場取引。建設販賣の距離を勝手に使ひ、相場金七百八十七万円を支払つた。一連の手續を口を挟んで行われた。

不明確な相場取引だけではなく、工事が完成に近づくと次々に発覚した相場金を上乗みするため、工事関係者に金額を代わりさせた結果や、値段相場の誤測を説明し、徳山内外に代理店を提供した

「工事局」

日本最大の停水量を誇る徳山ダム（猪崎川・猪崎川）が完成して、100年の歴史を前に試験運転が始まつてじよ。事業の最大の特徴は、徳山市を横断にして、徳山市から約10年、村の結構は遅いきつたあるが、不明確な相場取引が明らかになり、そのうちに旧村の間からは轟轟の声が上がる。村はまだ空からか流域には現れていない。巨大公共事業を遂行する難しさを、ダムは間いかでいる。

その場しのぎの対応でソケ

問題…。相場のやりとりは複雑だ。糸満のたびに旧村屋のなさず人々の不協和が重つていた。

旧村屋は一九四七年（昭和二十二年）の竣工後、近隣の本郷市など五ヶ所の集団移転地に移り生じた。再就職を怠る、ゼロからアドミン修業始めての事じよ生活開拓の前途を夢つて、懇意で遡りて居たが、日本では大いにつけ「かじわらの相場金を守ります」と、田舎にどうては死問題だった。むづつ共通の感じがあつたといふ。難だ時で被された土地、家屋や天馬橋（三矢や山葉）などの相場金は数千万円以上。だが新聞を読むのは風流です。但のタぐでは（相場交渉）相場を折り合ひが一度はある手にした議がある一方で、見えたら「御殿を建てるために住宅ローン

を組む田村もいた。

「驚計の取扱は本字。大抵の者は迷った相場金をじてじてじてだろ

う」「金額的に余裕はない、千じゆのたびに旧村屋のなさず人々の不協和が重つていた。

取扱い多くの田舎屋は、業ではない生産の「業」を明らかにした。昭和五十年代初期から本格化した相場交渉は、業は最も其有形などを對象に繰り広げて居た。日本では大いにつけ「かじわらの相場金を守ります」と、田舎にどうては死問題だった。だが、村民にどうては死問題だった。しかしいつ圓面があつた。

徳山ダムの建設は五十七（昭和三十九年）にじかから始める。当時は発電用のダムとして計画されたが、その後、多目的ダムに変わつた。しかし水なりの飛ばで、徳山ダム事業の根幹部分で是非が出来て居る。市民団体が事業認定の取り扱いを求めて行政訴訟を提起中だ。こま縄山ダムは、治水大臣として水をさかど以外

水余り…利水に疑問符



徳山ダムから約2カ月がた、旧村屋小学校跡の付近まで水がまじめられた徳山ダム。不明確な相場が業も明らかな上田で、流域住民の不協和は續けて居る=猪崎川連絡部

個別交渉の数の多いや問題の長目的的、建設手法にも問題は隠れかそのヤマを増やすことになつた。約三千年にわたる歴史にわたる問題は、たぶんかでてきたとして、専門や相場交渉の問題についての記憶は隠れていくなかつた。だが、文書の手送や経験は、かくかしうるも豊かある。特異な交渉だった。今後、公共事業の教訓にしなければならない。

利用方法は見えない。現状では建設手法にも問題は隠れかそのヤマを増やすことになつた。約三千年にわたる歴史にわたる問題は、たぶんかできたとして、専門や相場交渉の問題についての記憶は隠れていくなかつた。だが、文書の手送や経験は、かくかしうるも豊かある。特異な交渉だった。今後、公共事業の教訓にしなければならない。

徳山ダム集落道路建設中止に抗議	
徳山市元村屋ら	建設中の徳山ダムで次に旧徳山村の公共財の相場を示した「公共相場協定」の変更をめぐり、一部業者が業をせざくなつた問題で、元村屋ら約三千人十日、猪崎川町開
6/11	11/6
中	二
第三	第一
乗合	片岡
月刊	月刊
6/12	6/12

6/11 12 中

「ハッ場から地域の再生を考えるみんなの会」

(ハッ場あしたの会)に参加しませんか。

本日は「加藤登紀子となかま達が唄うハッ場いのちの輝き」にご来場いただきありがとうございます。

加藤登紀子と私たちにとって、本イベントは「ハッ場問題」を広く社会化するための第一歩です。単に「ハッ場ダムを中止させればこと足れり」とは思っておりません。ダムをストップさせても、半世紀にわたる筆舌につくしがたい苦節のなかで疲弊の極にいたった現地の再生がなされなければ意味はありません。また、仮に建設工事が進められても、粘り強く地域の再生と現地の人々の暮らしの再建を、地元の人々と共に模索していきたい、そう考えています。

「釣り上げられてしまった魚だ」と諦めるのではなく、網を破って自由な生をまとうする未来を夢見て、そのための知恵と方策をフル動員しよう、そんなしたたかでしなやかで粘りのある未来志向の運動を願っています。

それは、巨大開発によって破壊された「持続可能な暮らし」と「自然環境」をどうすれば取り戻せるか、そのための多様な知恵をあつめるプロジェクトでもあります。すでに、本イベントと並行しながら、持続可能な地域と環境を再生させるための法律や制度の素案づくりに取り組み、その成果の一端を本イベントの第一部で発表いたします。

やがては吉野川可動堰、諫早湾干拓、川辺川ダム、中海宍道湖埋め立てなど、戦後の大型公共事業に対する運動ともつながって、日本各地で失われた自然環境と持続可能な暮らしを取り戻す大きなうねりとなることを願っています。

そんな夢に向けたささやかな第一歩として、「ハッ場から地域の再生を考えるみんなの会」(ハッ場あしたの会)を立ち上げようと思います。当面目指すのは、

- ①「ハッ場」の現状と課題を一人でも多くの人びとに知らしめる。
- ②「ハッ場」の地域再生プランを地元の人々と共に考える。
- ③そのなかから、公共事業や巨大開発によって破壊された全国各地の地域を再生させるための法律や制度をつくる国民運動を展望する。

そのために「知恵」と「汗」と「資金」のすべてか、少なくとも一つを提供する意思をお持ちの方のご参加をお待ちしています。

当面は、皆様がた本イベント参加者を中心に、数百人から出発し、輪を広げるなかで、千人、そして1万人規模の「地域再生の知恵袋」をめざしたいと考えます。

ご参加を希望される方、あるいはご興味のある方は、別紙アンケート用紙に、必要事項をご記入のうえ、資料をご請求ください。

「ライブ＆トーク ハッ場いのちの輝き」呼びかけ人代表 加藤登紀子
「ハッ場といのちの共生を考える」実行委員会（委員長・渡辺洋子）

* イベント終了後、会の正式名称は「ハッ場あしたの会」とすることになりました。

「加藤登紀子となかま達が唄うハツ場いのちの輝き」というコンサートを行った。今月9日、東京・神宮外苑の日本青年館大オールは約1300人の聴衆で満席だった。

「ハツ場」とは群馬県長野原町の吾妻川（利根川の支流）に国が計画するハツ場ダムのこと。首都圏の水を確保し、利根川の洪水を防ぐためとして、約800年続く川原湯温泉や農村が水没する。

最初に司会者が「ハツ場ダムは計画が発表されて54年になります」と語ると、会場からざよめきが起きた。多くがこのダムを知らなかった。

を読み解く

止まらぬダム事業

補助線

時間と闘つ住民

編集委員 辻 陽明

ハツ場の紹介ビデオが舞台のスクリーンで上映される。加藤登紀子さんが現地で住民の苦渋の声を聞いている。水没予定地の周辺で生活をやり直そうと思ったのに、代替地の造成が遅れ、国が示した値段も高くて手が出ない。故郷を離れる人が相次いでいる。

舞台に登場した登紀子さんは語った。「ハツ場の」ことを知らなかつた私はショックでした。みんなが元気になるよう応援したい

問題の多いハツ場ダムがなぜ知られていないのか。ひとつは受益者が1都5県にまたがることだ。熊本県の川辺川ダムや徳島県の吉野川可動堰のよつた流域一体の運動が難しく、報道機関も全体像を伝えていく。また、かつて「成田がハツ場か」といわれた激しい現地の反対運動が扱い手

業費は日本のダム史上最高の約4600億円。軟弱な地盤

の高齢化で下火になり、発信力が弱まった事情もある。知られなければ世論の後押しません。孤立した現地では親子3代が生活の見通しの立たない中で、01年の補償基準を絶んだ国に寄り切られた。ダムの本体工事はこれから。国は10年の完成をめざす。

「官僚の最大の武器は時間。住民は自分のいのちと時間との闘いで負ける」。公共

事業に詳しい五十嵐敬喜・法政大学教授は指摘する。

官僚をどう止めるのか。教

授によれば、中止した場合の補償や地域再生の法制度を整え、政治決断に踏み切る。島根県の中海干拓事業は政治決断で止まった。それには強い世論の支持が欠かせない。

「いのちと時間との闘い」をきちんと報じていきたい。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

● 河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の事業名は記載しないが、基本高水、計画高水流量の設定によりダム等と河道への洪水流量の配分を決める。

● 河川整備計画

河川整備基本方針の目標の範囲で今後20～30年間に行う河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する。ダムが必要な場合はダム名を記載するので、河川整備計画がダム計画の治水上の上位計画になる。

旧河川法時代の工事実施基本計画との違い

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、この計画には、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

- 工事実施基本計画は
- ① 環境の視点がない。
 - ② 地域の意見を反映したものではない。
 - ③ 長期目標と事業計画が混在している。

河川法

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

1 河川整備基本方針

全国の一級水系 109 水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は 2006 年 9 月末日現在で 54 水系である。国土交通省は 2007 年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、各水系の河川整備基本方針を急ピッチで策定する作業を進めている。

(1) 河川整備基本方針の策定の手順（一級水系の場合）

- ① 国土交通省が社会资本整備審議会河川分科会（かつての河川審議会）に当該水系の河川整備基本方針について諮問
↓
- ② 河川分科会の河川整備基本方針検討小委員会が審議
↓
- ③ 検討小委員会の委員長が河川分科会に報告。河川分科会が国土交通省に答申
↓
- ④ 国土交通省が当該水系の河川整備基本方針を策定

(2) 審議の実態

③の河川分科会では議論はほとんどなく、小委員会の報告がそのまま素通りする。②の検討小委員会の審議も形骸化している。

検討小委員会の審議の回数と時間

吉野川の場合	審議回数	2回	延べ審議時間	約3時間
利根川の場合	審議回数	5回	延べ審議時間	約8時間
球磨川の場合	現在進行中で今までの審議回数	7回	延べ審議時間	約18時間

ほとんどの水系は審議回数が 2 回、延べ審議時間は 2 時間程度であって、利根川は例外的に回数と時間が多く、球磨川は例外中の例外でダントツに回数と時間が多い。

〔検討小委員会の審議〕

会議の半分程度の時間は事務局からの説明に使われており、審議といつても、各委員が 1 回程度発言するだけであり、その発言も科学的な知見に基づくものはきわめて少ない。委員の顔ぶれを見ると、下記のとおり、専門委員はほとんどが御用学者である。

検討小委員会の委員（球磨川の場合）

委員長	近藤 徹	(財) 水資源協会理事長
委員	綾 日出教	(社) 日本工業用水協会顧問
"	池淵 周一	京都大学防災研究所教授

伊 藤 和 明	防災情報機構会長
岡 本 敏 三	(財) 林業土木コンサルタント顧問
岸 井 隆 幸	日本大学理工学部教授
楠 田 哲 也	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科教授
小 池 俊 雄	東京大学大学院工学研究系社会基盤工学専攻教授
○ 小 松 利 光	九州大学大学院工学研究院教授
越 澤 明	北海道大学大学院工学研究科教授
坂 本 弘 道	(社) 日本水道工業団体連合会専務理事
佐 藤 準	全国土地改良事業団体連合会専務理事
谷 田 一 三	大阪府立大学大学院理学系研究科生物学専攻教授
塚 本 隆 久	(財) 国際緑化推進センター理事長
中 川 一	京都大学防災研究所流域災害研究センター教授
浜 田 康 敏	(独) 水資源機構理事
福 岡 捷 二	中央大学研究開発機構教授
○ 福 永 浩 介	熊本県人吉市長
虫 明 功 臣	福島大学理工学群共生システム理工学類教授
森 誠 一	岐阜経済大学経済学部教授
森 田 昌 史	(財) 日本水土総合研究所理事長
○ 潮 谷 義 子	熊本県知事

○以外の委員は常連の委員、小松氏は九州の水系の委員。

[審議の運営]

公開で行われ、傍聴を認めているが、傍聴席の数が少ない。(球磨川の場合は、先着15名は直接の傍聴が可能で、16番目以降の人は別室のモニターテレビで傍聴できるようになっている。)

審議の議事録は後日、国土交通省のホームページに掲載されるが、発言者の名前は伏されている。

意見書を前日までに提出すると、各委員に配付されるが、意見書の内容が審議されることはきわめて少ない。

(3) 検討小委員会が承認する基本方針の内容

検討小委員会が承認する基本方針の内容は、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画をほとんどそのまま踏襲するもので、科学的な根拠が乏しいものになっている。

① 利根川水系の河川整備基本方針

利根川水系河川整備基本方針は別紙1のとおり、現実性の乏しいものであった。
(略)

② 球磨川水系の基本高水流量

球磨川水系の河川整備基本方針は審議の途中にあるが、その基本高水流量の審議は別紙2のとおり、「結論が先にありき」の非科学的なものであった。
(略)

(4) 基本方針の審議はどうあるべきか

基本方針の事務局案に基本的な問題があるにもかかわらず、検討小委員会は議論すべきことを議論しないまま、事務局案をほとんどそのまま承認している。河川法が改正されても早くも9年が経過した。本来はもっと前から各水系の河川整備のあり方について着実な議論を積み上げてくるべきであったにもかかわらず、昨年から急に猛スピードで審議を終わらせ、事務局案をほとんどそのまま承認しようとするのは理解しがたいことである。検討小委員会においては、利根川水系等の水系ごとに専門部会を設置し、事務局案だけに依拠するのではなく、委員自らが専門的な検討を行い、時間をかけて議論し、しっかりと審議を行うべきである。

そして、基本方針の審議では住民が意見を述べる場が全くない。このよう状況を改善するため、検討小委員会は、パブリックコメントを求めるとともに、さらにその意見提出者と河川管理者が徹底して議論できる場を用意すべきである。

(5) 従前の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによってダム建設の必要性をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積してきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめてしまったため、基本高水流量の科学的な見直しが行われないまま、河川整備基本方針が策定されてきている。

表1は、河川整備基本方針が定められた一級水系の基本高水流量を従前の工事実施基本計画のそれと比較したものである。54水系のうち、47水系は従前の工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲し、残りの7水系は計画規模を大きくしたことなどによつてむしろ基本高水流量を引き上げている。基本方針の策定にあたって、基本高水流量を従来の値より小さくしたところは皆無である。

(6) 河川整備基本方針の意味

① 単なる看板としての河川整備基本方針（利根川、多摩川などの多くの水系）

策定された一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっていること

が多い。利根川についてはすでに（3）で述べた。たとえば、多摩川は基本高水流量（石原地点）が毎秒8, 700m³、計画高水流量が6, 500m³であって、洪水調節必要量が2, 200m³であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2, 200m³の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

一方、河川整備計画は今後20～30年間に実施する河川整備の内容を定めるものであるから、現実性がなければならない。そこで、多摩川のような河川の場合は、河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。（表2（1）、表2（2）参照）

多摩川の場合、基本高水流量が毎秒8, 700m³（石原地点）、整備計画の目標流量は4, 500m³であり、後者は前者の52%にとどまっている。端的な例をもう一つあげれば、由良川である。この場合は、基本高水流量が毎秒6, 500m³（福知山地点）、整備計画の目標流量が3, 600m³であり、後者は前者の55%である。多摩川の場合も由良川の場合もダムの適地はなく、基本高水流量に対応する河川整備を行うことは不可能となっている。さらに、河道整備の方も計画高水流量どおりに実施することは到底無理ということで、河川整備計画の目標流量を基本高水流量の半分に近い数字に引き下げている。他の河川でも河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定していることが多い。

河川整備計画の目標流量と基本高水流量との乖離をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国土交通省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであつて、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇〇m³です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

② ダム建設に直結する河川整備基本方針（球磨川水系）

一般的に言えば、河川整備基本方針は基本高水流量や計画高水流量を定めるものの、あくまで長期的な方針を示すものであって、ダム名までは記載されない。ところが、球磨川の場合は川辺川ダムの治水上の位置づけがきわめて大きく、河川整備基本方針の段階でダム名を記載しなくとも川辺川ダムを前提とした内容になってしまふ可能性が高い。

具体的に言えば、従来の工事実施基本計画では、人吉地点の基本高水流量が7, 000m³/秒、計画高水流量が4, 000m³/秒で、既設の市房ダム（400m³/秒の効果）と新設の川辺川ダムで3, 000m³/秒の調節を行うことになっている。そし

て、現在の流下能力は国土交通省の計算では $3,900\text{m}^3/\text{秒}$ となっている。このように、球磨川の従来の工事実施基本計画は川辺川ダムをつくり、河道整備を少し行えば、完結する治水計画になっており、河川整備基本方針が従来の基本高水流量と計画高水流量を踏襲すれば、川辺川ダムの名を記載しなくとも、川辺川ダムを前提としたものとなる。

その場合は、河川整備計画はあくまで河川整備基本方針の枠内でつくられるものであるから、整備計画には川辺川ダムの建設が記載されることになる。したがって、球磨川については、川辺川ダムの建設中止の道を開くために河川整備基本方針の策定段階において基本高水流量と計画高水流量の数字を見直していかなければならない。

③ ダムの規模拡大に利用される河川整備基本方針（九頭竜川水系）

足羽川ダム計画については美山町に建設する当初計画（総貯水容量 $7,180\text{万m}^3$ の多目的ダム）が中止され、1999年にダム予定地を上流側の池田町に移すダム案になった。この案は、足羽川の支流・部子川にダムを建設して、4河川（足羽川と他の3支川）の洪水を導水トンネルで導いてためるというもので、当初の足羽川ダムと同規模の多目的ダム案であった。4河川の洪水を延べ 11km の導水トンネルで導くという、経済効率がひどく悪い案であった。しかし、その後、2002年になって福井市水道も福井県工業用水道もダム計画から撤退したため、足羽川ダム計画に対する世間の目がますます厳しくなり、2004年7月の福井豪雨の前には 710万m^3 の治水専用ダム（1支川の洪水のみ導水）の案まで縮小された。ところが、福井豪雨で大きな災害が出たので、その年の10月には足羽川ダム計画は息を吹き返して、 $1,370\text{万m}^3$ の治水容量の倍増案に変わった。

さらに、九頭竜川水系河川整備基本方針が2006年2月に策定されたことを利用して、更に倍増する計画に変った。河川整備計画原案の内容は「ダムの本体は基本方針に合わせて、4河川からの洪水の導水が可能なよう $2,870\text{万m}^3$ の容量にする。導水トンネルは水海川と部子川の間のみとし、他の導水トンネルは次期以降の整備計画で策定することにするが、水海川と部子川の間のトンネルは他の3河川からの導水を考慮した、基本方針に見合う大きさにする。」というものである。ということで、基本方針の内容をしっかりと使って足羽川ダムの容量をさらに倍増する計画になったのである。

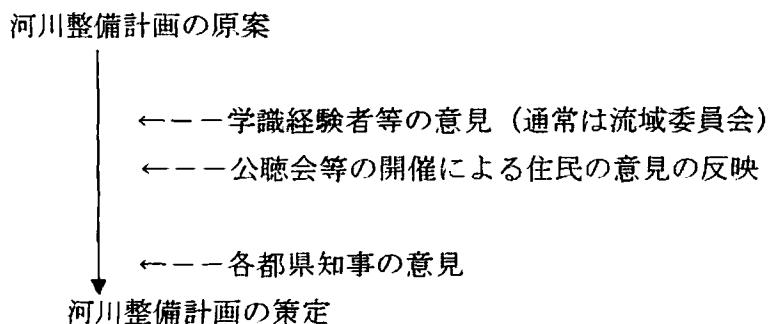
このように足羽川ダム計画は、一時は旧ダム計画の $1/10$ の規模まで縮小されていたが、基本方針を利用することにより、4割の規模まで復活する案になった。

2 河川整備計画

(1) 河川整備計画の主な内容

- 目標流量（想定最大洪水流量）
- その内訳（河道対応流量、上流の洪水調節量）
- 河道整備の具体的な内容
- ダムが必要な場合はダムの名と規模

(2) 河川整備計画の策定手順



(3) 河川整備計画づくりの例

① 住民に開かれた淀川水系流域委員会（9ページの【参考】を参照）

- 流域委員会の委員：一般から的一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議が審議して決定
- 流域委員会の運営：委員が自動的に決定し、事務局は民間シンクタンクが担当
- 公開性：会議、会議資料、議事録等は原則としてすべて公開
- 流域委員会の会議：傍聴席からも意見を述べる時間がとられている。
- 2003年1月 流域委員会が淀川水系5ダムの原則中止を提言

② 住民の意見を封殺した肱川水系流域委員会（肱川：愛媛県）

- 流域委員会の委員：四国地方整備局が人選
- 流域委員会の回数：たった4回で終了（委員会としての意見をまとめることもなく終了）
- 公聴会：たった1回
- 四国地方整備局が、山鳥坂ダム計画を含む河川整備計画をごり押し

③ 流域委員会を設置しない吉野川水系

四国地方整備局は2006年5月に流域委員会を設置せず、意見を聞く三種の場を設置することを発表した。

- i 吉野川学識者会議 治水、利水、環境などの学識経験者
大学関係者など 18 人で構成
- ii 吉野川流域住民の意見を聴く会
上流域 2 カ所、中流域 1 カ所、下流域 3 カ所で開催する。
- iii 吉野川流城市町村長の意見を聴く会
上流域、中流域、下流域のそれぞれで開催

6～8月にそれぞれ 1 回ずつ開催されてきているが、今後どの程度開催されているのか不明である

しかし、これらはあくまで意見を聴く場であって、淀川水系流域委員会のように是非を議論する場ではないから、四国地方整備局が示す河川整備計画の案の内容を変更させるものにはならない。

[参考] 委員を公募した一級水系の流域委員会（国土交通省の回答 2005 年 11 月）

名称	河川名	委員数	委員のうち公募の委員数
天竜川流域委員会	天竜川	16	4
土岐川庄内川流域委員会	庄内川	15	2
櫛田川流域委員会	櫛田川	17	2
矢作川流域委員会	矢作川	21	3
安倍川流域委員会	安倍川	21	3
淀川水系流域委員会	淀川	28	7
紀の川流域委員会	紀ノ川	22	5
九頭竜川流域委員会	九頭竜川	22	3
円山川流域委員会	円山川	22	15
揖保川流域委員会	揖保川	20	1
大和川水系流域委員会	大和川	17	3
熊野川懇談会	熊野川	16	3
大淀川水系流域委員会	大淀川	37	11
本明川水系流域委員会	本明川	20	7
五ヶ瀬川水系流域委員会	五ヶ瀬川	23	7

(4) 利根川水系河川整備計画策定に対する流域住民「利根川流域市民委員会」の活動

2006 年 4 月 16 日 第 1 回会議（千葉県流山市森の図書館）
6 月 3 ～ 4 日 第 1 回利根川ツアーリー（群馬県沼田市～千葉県栄町）
～ 6 月 3 日 第 2 回会議（茨城県古河市ホテル山水）

- 7月10日 関東地方整備局に発足宣言文を提出
 7月19日 国土交通省からのヒアリング（国会議員の主宰）
 7月30日 第3回会議（埼玉県さいたま市埼玉会館）
 9月3日 今本博健・淀川水系流域委員会委員長の講演
 9月3日 第4回会議（さいたま市埼玉会館）
 9月22日 国土交通省と関東地方整備局に要望書を提出（別紙3参照）
 11月4～5日 第2回利根川ツアー（予定）（千葉県佐倉市～茨城県水戸市）
 11月17日 国土交通省からの第2回ヒアリング（国会議員の主宰）（予定）

その後の経過については別掲「強権的に計画の策定を進める国交省—利根川水系河川整備計画」を参照

〔参考〕淀川水系流域委員会

（2001年2月に50名の委員会が発足し、2005年2月に28名の新委員会が発足）

（1）流域委員会が設置されるまで

①河川管理者の決断

河川法改正の趣旨を生かす意欲をもって流域委員会の設置に取り組んだ。

- ・淀川水系河川整備基本方針の日程すら未定の早い段階で委員会の設置準備を開始した。
- ・準備会議の委員を、必ずしも公共事業に好意的とはいえない者を含めて、多分野の学識経験者に委嘱した。

②準備会議

流域委員会のあり方についてつぎのような答申をした。

- ・委員会の組織構成（委員会・地域部会）
- ・公募方式による委員の選出（学識経験者の範囲を拡大し、住民も含める）
- ・会議および会議内容の公開
- ・一般意見の聴取と反映
- ・運営の民間会社への委託

③流域委員会

「河川整備計画原案についての意見」および「関係住民の意見の反映方法についての意見」の答申を目的として設置され、のち「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議と意見」の答申が目的に追加された。

2 流域委員会の特徴

- ・キャッチボール方式による議論の積み上げ
- ・丁寧な審議（委員会・地域部会・テーマ別部会・作業部会など）
- ・積極的な一般意見の聴取
- ・委員の分担執筆による提言・意見のとりまとめ
- ・委員の無記名投票による委員長・部会長の選出
- ・適度な緊張感のもとでの河川管理者と流域委員会との協働

3 委員会が提出した意見等

- 2003年1月 提言「新たな川づくりを目指して」を取りまとめ（5ダム原則中止）
 2003年12月 河川整備計画基礎原案に対する意見を提出
 2005年1月 河川整備計画基礎案に対する答申を提出
 2005年8月 近畿地方整備局「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解を提出

（以上は主に今本博健・淀川水系流域委員会委員長の講演資料による。）

表1 一級水系の河川整備基本方針(2006年9月現在)

(基本方針が策定された順番で示す。)

		計画規模	基準点	基本高水流量 工事実施基本計画	河川整備基本方針	工事実施基本計画	河川整備基本方針	ダム等の洪水 調節量	工事実施基本 計画策定期	河川整備基本方 針策定期
1	留萌川(北海道)	1／100	大和田	1,300	1,300	800	800	500	1988年	1999年度
2	最上川(山形県)	1／150	西羽橋	9,000	9,000	8,000	8,000	1,000	1974年	1999年度
3	由良川(京都府等)	1／100	福知山	6,500	6,500	5,600	5,600	900	1966年	1999年度
4	豊川(愛知県)	1／150	石田	7,100	7,100	4,100	4,100	3,000	1971年	1999年度
5	大野川(大分県等)	1／100	白滝橋	11,000	11,000	9,500	9,500	1,500	1974年	1999年度
6	白川(熊本県)	1／150	代継橋	3,400	3,400	3,000	3,000	400	1980年	2000年度
7	多摩川(東京都等)	1／200	石原	8,700	8,700	6,500	6,500	2,200	1975年	2000年度
8	狩野川(静岡県)	1／100	大仁	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1968年	2000年度
9	本明川(長崎県)	1／100	泰山	1,070	1,070	810	810	260	1991年	2004年度
10	米代川(秋田県等)	1／100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	8,200	1,000	1973年	2004年度
11	荒川(新潟県等)	1／100	花立	8,000	8,000	6,500	6,500	1,500	1968年	2003年度
12	斐伊川(島根県等)	1／150	上島	5,100	5,100	4,500	4,500	600	1976年	2005年度
13	天塩川(北海道)	1／100	誉平	6,400	6,400	5,700	5,700	700	1987年	2002年度
14	富士川(静岡県等)	1／150	北松野	16,600	16,600	16,600	16,600	0	1974年	2002年度
15	大淀川(宮崎県等)	1／150	柏田	7,500(1／70)(宮崎)	9,700	7,000	8,700	1,000	1965年	2002年度
16	手取川(石川県)	1／100	鶴来	6,000	6,000	5,000	5,000	1,000	1967年	2003年度
17	斎田川(三重県)	1／100	西郡橋	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年	2003年度
18	肱川(愛媛県)	1／100	大洲	6,300	6,300	4,700	4,700	1,600	1973年	2004年度
19	筑後川(佐賀県等)	1／150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	6,000	4,000	1995年	2006年度
20	阿武隈川(福島県等)	1／150	岩沼	10,700	10,700	9,200	9,200	1,500	1974年	2003年度
21	五ヶ瀬川(宮城県)	1／100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	6,000	7,200	0	1966年	2003年度
22	普匠川(大分県)	1／100	番匠橋	3,000(既往最大流量)	3,600	3,000	3,600	0	1967年	2006年度
23	高瀬川(香川県)	1／100	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	3,100	2,300	2,300	0	1978年	2005年度
24	子吉川(秋田県等)	1／150	二十六木橋	3,100	3,100	14,000	14,000	4,000	1982年	2004年度
25	石狩川(北海道)	1／150	石狩大橋	18,000	18,000	6,000	5,500	6,000	1966年	2004年度
26	安倍川(静岡)	1／150	手越	5,500(1／80)	6,000	3,500	2,800	2,800	1970年	2004年度
27	芦田川(広島県)	1／100	山手	3,500	4,800	4,800	4,800	0	1974年	2004年度
28	遠賀川(福岡県)	1／150	日の出橋	24,000	24,000	18,000	18,000	6,000	1982年	2005年度
29	吉野川(徳島県等)	1／150	岩津	4,500	4,700	4,200	4,400	300	1975年	2005年度
30	庄内川(愛知県等)	1／200	枇杷島	5,400	6,600	3,900	5,000	1,600	1978年	2005年度
31	沙流川(北海道)	1／100	平取	16,000	16,000	12,000	12,000	4,000	1974年	2005年度
32	紀の川(和歌山県)	1／150	船戸	4,600	4,600	4,600	4,600	0	1975年	2005年度
33	常願寺川(富山県)	1／150	瓶巣	5,500	5,500	3,800	3,800	1,700	1973年	2005年度
34	岩木川(青森県)	1／100	五所川原	2,600	2,600	1,800	1,800	800	1994年	2005年度
35	鶴見川(神奈川県等)	1／150	末吉橋	22,000	22,000	16,000	16,500	5,500	1980年	2005年度
36	利根川(群馬県等)	1／200	八斗島	1,600	1,600	1,250	1,250	350	1969年	2005年度
37	後志利別川(北海道)	1／100	今金							

38	菊川(静岡県)	1／100	国安	1,500	1,500	1,500	1,500	0	1974年
39	大分川(大分県)	1／100	府内大橋	5,700	5,700	5,000	5,000	700	1979年
40	鳴瀬川(宮城県)	1／100	三本木	4,100	4,100	3,100	3,300	800	1980年
41	九頭竜川(福井県)	1／150	中角	8,600	8,600	5,500	5,500	3,100	1979年
42	高津川(島根県)	1／100	高角	4,200(高津)	5,200	4,200(高津)	4,900	300	1968年
43	那珂川(茨城県等)	1／100	野口	8,500	8,500	6,600	6,600	1,900	1993年
44	那賀川(徳島県)	1／100	古庄	11,200	11,200	9,000	9,300	1,900	1998年
45	松浦川(佐賀県)	1／100	松浦橋	3,800	3,800	3,400	3,500	300	1975年
46	網走川(北海道)	1／100	美幌	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1960年
47	矢作川(愛知県等)	1／150	岩津	8,100	8,100	6,400	6,400	1,700	1974年
48	千代川(鳥取県)	1／100	行徳	6,300	6,300	5,500	5,700	600	1984年
49	天神川(鳥取県)	1／100	小田	3,500	3,500	3,500	3,500	0	1968年
50	豊信川(愛媛県)	1／150	出合	3,300	3,300	3,000	3,000	300	1995年
51	雲出川(三重県)	1／100	雲出橋	8,000	8,000	6,100	6,100	1,900	1986年
52	剣路川(北海道)	1／100	標茶	1,200	1,200	1,200	1,200	0	1967年
53	黒部川(富山県)	1／100	愛本	7,200	7,200	6,200	6,500	700	1975年
54	山国川(大分県)	1／100	下唐原	4,800	4,800	4,300	4,300	500	1968年

表2(1) 一級水系の河川整備計画(2006年9月現在)

(整備計画が策定された順番で示す。)

		基準点	計画目標流量 (m ³ /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節 量(m ³ /秒)	ダム等(かつこは既設)
1	留萌川(北海道)	大和田	1,050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
2	多摩川(東京都等)	石原	4,500	戦後最大	0	
3	大野川(大分県等)	白滝橋	9,500	既往最大	0	
4	豊川(愛知県)	石田	4,650	戦後最大	550	設楽ダム
5	沙流川(北海道)	平取	4,300	戦後最大雨量による 想定最大洪水	1,000	(二風谷ダム)、平取ダム
6	最上川(山形県)	両羽橋	7,600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、 長井ダム
7	中筋川(高知県)	磯ノ川	1,000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
8	狩野川(静岡県)	大仁	3,100	1/50洪水	0	
9	白川(熊本県)	代継橋	2,300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
10	荒川(新潟県等)	花立	7,500	1/85	1,000	(大石ダム)、横川ダム
11	肱川(愛媛県)	大洲	5,000	戦後最大	1,100	(野村ダム、鹿野川ダム)、 山鳥坂ダム
12	由良川(京都府等)	福知山	3,600	戦後第四位	0	
13	米代川(秋田県等)	二ツ井	7,800	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム
14	櫛田川(三重県)	両郡橋	4,100	戦後最大	600	(蓮ダム)
15	本明川(長崎県)	裏山	1,070	戦後最大	290	本明川ダム
16	石狩川水系夕張川(北海道)	清幌橋	2,200	戦後最大	600	夕張シーバロダム
17	子吉川(秋田県等)	二十六木橋	2,400	戦後最大	400	鳥海ダム
18	大淀川(宮崎県)	柏田	8,100	1/50	900	(岩瀬・綾北・綾南ダム)
19	高瀬川(青森県)	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	1/100	0	
20	番匠川(大分県)	番匠橋	3,100	観測後最大	600	
21	筑後川(佐賀県等)	荒瀬	6,900	1/50洪水	1,700	(松原・下筌ダム)、大山ダム

〔注〕以上のほかに、目標流量が記載されていない石狩川水系幾春別川の河川整備計画がある。

表2(2) 基本高水流量と整備計画目標流量の比較

		基準点	①基本高水流量 (m ³ /秒)	②整備計画目標流 量(m ³ /秒)	②/①	③基本方針の計画規模
1	留萌川(北海道)	大和田	1,300	1,050	0.81	1/100
2	多摩川(東京都等)	石原	8,700	4,500	0.52	1/200
3	大野川(大分県等)	白滝橋	11,000	9,500	0.86	1/100
4	豊川(愛知県)	石田	7,100	4,650	0.65	1/150
5	沙流川(北海道)	平取	6,600	4,300	0.65	1/100
6	最上川(山形県)	両羽橋	9,000	7,600	0.84	1/150
7	中筋川(高知県)	磯ノ川	1,200	1,000	0.83	1/100
8	狩野川(静岡県)	大仁	4,000	3,100	0.78	1/100
9	白川(熊本県)	代継橋	3,400	2,300	0.68	1/150
10	荒川(新潟県)	花立	8,000	7,500	0.94	1/100
11	肱川(愛媛県)	大洲	6,300	5,000	0.79	1/100
12	由良川(京都府)	福知山	6,500	3,600	0.55	1/100
13	米代川(秋田県等)	二ツ井	9,200	7,800	0.85	1/100
14	櫛田川(三重県)	両郡橋	4,800	4,100	0.85	1/100
15	本明川(長崎県)	裏山	1,070	1,070	1.00	1/100
16	石狩川水系夕張川(北海道)	清幌橋	3,400	2,200	0.65	1/100
17	子吉川(秋田県等)	二十六木橋	3,100	2,400	0.77	1/150
18	大淀川(宮崎県)	柏田	9,700	8,100	0.84	1/150
19	高瀬川(青森県)	小川原湖の水位	ピーク水位 1.70m	ピーク水位 1.70m	1.00	1/100

全国のダム事業の状況〔国交省関係〕 (国交省の予算概要による)

今なお継続中のダム事業 (平成18年度) 175事業 (別紙1)

直轄事業

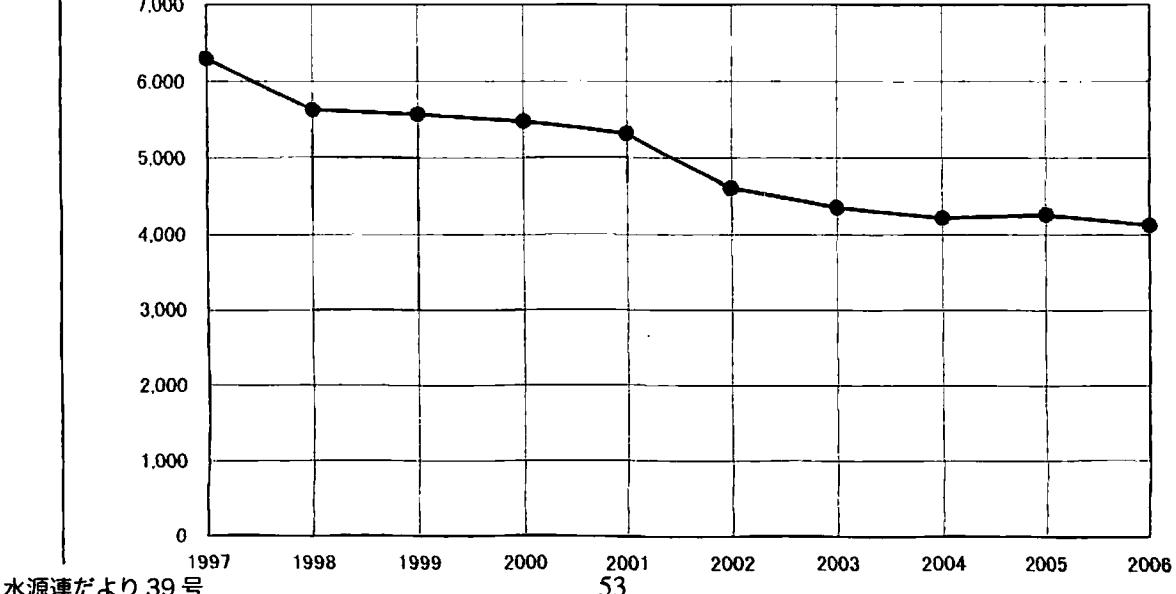
多目的ダム	40事業
直轄河川総合開発事業 (治水ダム等)	11事業
直轄流況調整河川事業	2事業
水資源機構事業	10事業
補助事業	
河川総合開発事業 (多目的ダム)	55事業
〃 (生活貯水池)	30事業
治水ダム建設事業	27事業

中止になったダム事業 (別紙2)

	ダム	生活貯水池 (100万m ³ 未満)	計
1997年度	4	4	8
1998年度	3	3	6
1999年度	4	3	7
2000年度	0	0	0
2001年度	33	14	47
2002年度	3	5	8
2003年度	11	2	13
2004年度	7	3	10
2005年度	1	2	3
2006年度	1	0	1
2007年度	1	0	1
計	68	36	104

全国のダム事業費(国交省関係)

〔水資源機構への交付金を含む〕



別紙1 今なお継続中のダム事業

直轄ダム

河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備 考	(単位:百万円)			
				河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備 考
多目的ダム建設事業							
紀の川大滝ダム	奈良	3,890	建設工事	白川立野ダム	熊本	670	建設工事
球磨川川辺川ダム	熊本	3,400	"	木曾川横山ダム再開発	岐阜	2,470	"
利根川ハッツダム	群馬	35,689	"	肱川山島坂ダム	愛媛	1,000	"
淀川猪名川総合開発	大阪、兵庫	553	"	肱川鹿野川ダム改造	愛媛	650	"
淀川中筋川総合開発	高知	870	"	石狩川夕張シユーバロダム	北海道	5,399	"
最上川長井ダム	山形	10,195	"	荒川上流ダム再開発	埼玉	100	実施計画調査
利根川湯西川ダム	栃木	8,567	"	那賀川総合整備	徳島	103	"
米代川森吉山ダム	秋田	14,410	"	筑後川木系ダム群連携	福岡	280	"
木曾川新丸山ダム	岐阜	3,030	"	利根川上流ダム群再編	群馬、埼玉	360	"
神戸川志津見ダム	島根	8,464	"	天竜川天竜川ダム再編	静岡	800	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	4,439	"	木曾川木曾川水系連絡導水路	岐阜	620	"
大分川大分川ダム	大分	2,998	"	直轄河川総合開発事業			
北上川胆沢ダム	岩手	16,740	"	筑後川佐賀導水	佐賀	2,200	建設工事
天童川三峰川総合開発	長野	720	"	利根川那珂川敷ヶ瀬導水	茨城	2,200	"
江の川灰坂ダム	広島	3,420	" (完成予定)				
喜瀬川喜瀬川ダム	佐賀	12,270	"				
淀川大戸川ダム	滋賀	3,000	"				
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	140	"				
荒川横川ダム	山形	5,778	"				
岩木川津軽ダム	青森	3,717	"				
千代川殿ダム	鳥取	5,260	"				
斐伊川尾原ダム	島根	9,130	"				
庄川利賀ダム	富山	2,200	"				
九頭竜川足羽川ダム	福井	720	"				
本明川本明川ダム	長崎	450	"				
雄物川成瀬ダム	秋田	2,442	"				
豊川設楽ダム	愛知	1,850	"				
沙流川沙流川総合開発	北海道	1,159	"				
石狩川忠別ダム	北海道	8,459	" (完成予定)				
留萌川留萌ダム	北海道	4,193	"				
石狩川幾春別川総合開発	北海道	1,707	"				
天塩川サンルダム	北海道	1,173	"				
沖縄東部河川総合開発	沖縄	1,160	"				
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	10,992	"				
筑後川城原川ダム	佐賀	120	実施計画調査				
緑川七滝ダム	熊本	20	"				
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	160	"				
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	140	"				
子吉川島海ダム	秋田	330	"				
矢作川上矢作ダム	岐阜	80	"				

水資源機構ダム

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備 考
水資源開発事業			
木曾川徳山ダム	岐阜	(24,932) 16,890	事業費(交付金) 上段():利水費を含む。 (共同費) 建設工事 共同費には、公共費(交付金)を水資源機構の自己資金で先行調整する7,800百万円を含む。
荒川滝沢ダム	埼玉	(7,300) 3,987	"
荒川浦山ダム	埼玉	(439) 209	(償還分)
淀川日吉ダム	京都	(560) 340	"
利根川恩川開発	栃木	(7,920) 7,238	建設工事
筑後川大山ダム	大分	(5,860) 3,585	"
淀川川上ダム	三重	(1,510) 1,063	"
利根川武藏水路改築	埼玉	(240) 239	"
淀川丹生ダム	滋賀	(660) 361	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(1,050) 921	"

補助ダム

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備 考
河川総合開発事業(補助)			
堤川 駒込ダム	青森	418	建設工事
篠川 篠川ダム	岩手	1,000	"
盛川 鷹生ダム	"	2,681	" (完成予定)
筒砂子川 筒砂子ダム	宮城	0	" ※1
迫川 長沼ダム	"	3,563	"
小坂川 砂子沢ダム	秋田	3,734	"
鬼面川 綱木川ダム	山形	1,448	"
今出川 今出川総合開発	福島	68	"
木戸川 木戸ダム	"	2,999	"
鳥川 倉渕ダム	群馬	0	" ※1
碓氷川 増田川ダム	"	87	"
夷隅川 大多喜ダム	千葉	68	"
破間川 広神ダム	新潟	2,721	"
胎内川 奥胎内ダム	"	358	"
琴川 琴川ダム	山梨	1,195	" (完成予定)
浅川 浅川ダム	長野	0	" ※1
砥川 下諏訪ダム	"	0	" ※1
夜間瀬川 角間ダム	"	0	" ※1
町野川 北河内ダム	石川	1,287	"
荒城川 丹生川ダム	岐阜	1,365	"
大八賀川 大島ダム	"	20	"
太田川 太田川ダム	静岡	3,096	"
鳥川 男川ダム	愛知	40	"
河内川 河内川ダム	福井	396	"
浄土寺川 浄土寺川ダム	"	2,739	"
吉野瀬川他 日野川総合開発	"	2,224	"
畠川 畠川ダム	京都	179	"
安威川 安威川ダム	大阪	5,443	"
新湊川 石井ダム	兵庫	130	"
武庫川 武庫川ダム	"	0	" ※1
切目川 切目川ダム	和歌山	693	"
浜田川 浜田川総合開発	島根	889	"
沼田川 福富ダム	広島	2,538	"
錦川 平瀬ダム	山口	1,371	"
深川川 大河内川ダム	"	192	"
香東川 桃川ダム	香川	814	"
別当川 内海ダム(再)	"	493	"
渓川 五名ダム(再)	"	150	"
和食川 和食ダム	高知	249	"

補助ダム

(単位: 百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備考
那珂川 五ヶ山ダム	福岡	3,808	建設工事
武川 伊良原ダム	"	826	"
鹿島川 中木庭ダム	佐賀	2,100	" (完成予定)
井手口川 井手口川ダム	"	859	"
川棚川 石木ダム	長崎	388	"
中島川他 長崎水害緊急	"	394	"
伊木力川 伊木力ダム	"	1,017	"
志佐川 笛吹ダム	"	363	" (完成予定)
路木川 路木ダム	熊本	161	"
一ツ瀬川 吹山ダム	宮崎	0	" ※1
徳富川 徳富ダム	北海道	2,856	"
当別川 当別ダム	"	1,816	"
厚真川 厚幌ダム	"	1,288	"
儀間川他 儀間川総合開発	沖縄	150	"
有田川 有田川総合開発	佐賀	0	実施計画調査 ※1
村松川 村松ダム	長崎	0	" ※1

(単位: 百万円)

河川名・ダム名	所在地	18年度 事業費	備考
治水ダム建設事業(補助)			
気仙川 津付ダム	岩手	250	建設工事
儀明川 儀明川ダム	新潟	48	"
常浪川 常浪川ダム	"	20	"
鶴川 鶴川ダム	"	350	"
上川 萩科ダム	長野	0	" ※1
犀川 辰巳ダム	石川	700	"
長良川 内ヶ谷ダム	岐阜	300	"
加茂川 烏羽河内ダム	三重	330	"
安曇川 北川ダム	滋賀	917	"
芹川 芹谷ダム	"	380	"
大津川 横尾川ダム	大阪	634	"
千種川 金出地ダム	兵庫	185	"
岩井川 岩井川ダム	奈良	400	"
都治川 波積ダム	島根	1,202	"
益田川 益田川ダム	"	632	" (完成予定)
八幡川 梶毛ダム	広島	60	"
賀茂川 仁賀ダム	"	650	"
綾川 綾川ダム群連携	香川	100	"
巨瀬川 藤波ダム	福岡	3,000	"
川辺川 五木ダム	熊本	92	"
稻葉川他 竹田水害緊急	大分	5,100	"
新川 西之谷ダム	鹿児島	706	"
大和沢川 大和沢ダム	青森	30	実施計画調査
川内沢川 川内沢ダム	宮城	0	" ※1
最上小国川 最上小国川ダム	山形	118	"
清川 清川ダム	長野	0	" ※1
矢原川 矢原川ダム	島根	40	"

(注) 備考欄の※1の事業については、準備段階にある事業等のうち、事業見直し検討の途上にあり、当面の間、事業進捗が見込めるない事業について、補助事業としての予算計上を見送るものであり、見直しの結果、事業促進が方向づけられた場合には、予算計上を再開するものである。

別紙2

中止になったダム事業(国土交通省関連)

1997～2007年度 68事業(36事業) [カッコ内は生活貯水池(100万m³未満)]

1997年度から 4事業(4事業)	1998年度から 3事業(3事業)	1999年度から 4事業(3事業)
<p>〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発(福島) 稻戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>〔補助事業〕 水原ダム(福島) 伊久留川ダム(山形)</p>	<p>〔補助事業〕 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p>	<p>〔補助事業〕 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>
2000年度から	2001年度から(続)	2002年度から 3事業(5事業)
<p>〔直轄事業〕 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p>	<p>〔補助事業〕 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良)</p>	<p>〔補助事業〕 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笛子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p>
2001年度から 33事業(14事業)	2003年度から 11事業(2事業)	
<p>〔直轄事業〕 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>〔公団事業〕 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕</p>	<p>閑川ダム(広島) 中部ダム(鳥取) 木屋川ダム(山口) 多治川ダム(香川) 寒田ダム(福岡) 轟ダム(長崎) 白水ダム(沖縄) 黒沢生活貯水池(岩手) 正善寺生活貯水池(新潟) 池川生活貯水池(富山) 大村川生活貯水池(三重) 桂畠生活貯水池(三重) 手洗生活貯水池(宮崎) アザカ生活貯水池(沖縄) 渡嘉敷生活貯水池(沖縄) 中野川生活貯水池(新潟) 山神生活貯水池再開発(福岡) 赤木生活貯水池(熊本) 竹尾生活貯水池(山口) 北松野生活貯水池(静岡) 丹南生活貯水池(兵庫)</p>	<p>〔直轄事業〕 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>〔公団事業〕 栗原川ダム(群馬)</p> <p>〔補助事業〕 浅川ダム(長野) 下諏訪ダム(長野) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p>
2004年度から 7事業(3事業)	2005年度から 1事業(2事業)	
<p>〔直轄事業〕 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>〔公団事業〕 戸倉ダム(群馬)</p>	<p>〔補助事業〕 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 三用川生活貯水池(新潟) 磯崎生活貯水池(青森) 高浜生活貯水池(熊本) 倉渕ダム(群馬)(凍結)</p>	<p>〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業(岐阜)</p> <p>〔補助事業〕 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)</p>
2006年度から 1事業	2007年度から 1事業	
<p>〔補助事業〕 中村ダム(青森)</p>	<p>〔補助事業〕 吹山ダム(宮崎)</p>	

穴あきダムの問題

水需要の飽和現象によって利水の必要性が失われたため、治水目的だけになるダム計画が増えている。治水面の必要性もないことはいうまでもないが、その治水ダムを「環境にやさしい」という名目で穴あきダムに変更するケースも増えてきている。

穴あきダムで計画されたり、或いは穴あきダムの案が浮上してきているダムの例をあげれば次のとおりである。

辰巳ダム（石川県、県営ダム）

新・足羽川ダム（福井県、直轄ダム）

丹生ダム（滋賀県、水資源機構ダム）

武庫川ダム（兵庫県、県営ダム）（武庫川流域委員会はダムなしを提言）

最上小国川ダム（山形県、県営ダム）

城原川ダム（佐賀県、直轄ダム）

浅川ダムの代替案（長野県、県営ダム）

穴あきダムは河床部に通水口を開けて常時水を流す仕組みであって、通常時は川の流れを遮らず、土砂も堆積しづらく、増水時はダムの貯水機能が働き、下流への流量を抑える働きをするとされ、「環境にやさしい」ダムをうたい文句にしているが、現実にはそうではない。

下記の辰巳の会の申し入れ書にあるとおり、穴あきダムは環境等に多大な影響を与えるものである。すでに完成した穴あきダムとしては、島根県の益田川ダム（県営ダム、総貯水容量 650 万m³、2006 年竣工）があり、今後、詳細な現地調査が必要だが、すでに多くの問題が指摘されている。

〔辰巳の会等の申し入れ書〕

2006年10月18日

石川県知事殿

申し入れ

新辰巳ダムは、犀川の生態系を破壊し、
金沢の治水計画を大混乱させる

辰巳ダムそのものは、過大な洪水＝既往最大の2倍、有史以来発生していない規模＝を前提にしているもので、まったく無駄以外のなにものもなく、再三にわたって貴職に申し入れてきましたが、県は昨年11月25日、強制収用を前提にする事業説明会を開催しました。

当日の説明会で県は、一方的に計画を説明するだけで、参加者からの質問にまともに答えることが出来なかつたことは記憶に新しいところです。

続いて、穴あきダムなる形を決めるための辰巳ダムデザイン検討委員会が、去る10月4日、最終回の会議で提言をまとめました。私たちは、過去の委員会の議論や水理模型実験検討会資料を検討してきましたが、公開資料が少なく、限られた資料の中からも、「環境に優しい」とされる穴あき・新辰巳ダムそのものにも重大な欠陥があることがわかりました。

簡単に記すと、

- ①穴の存在は流木対策に決め手がない。
- ②文化財の目の前に巨大なコンクリート擁壁は許されない。
- ③堤体上流部や副ダムでは、ダム固有の堆砂や水質問題が発生する。
- ④上流では水位変動が激しく斜面崩壊が誘発される。
- ⑤湛水池の水位変動は中小動物の殺戮を繰り返す。
- ⑥下流での中小洪水が減少し河川環境が激変する。
- ⑦魚や川虫類の回遊を遮断し生態系の破壊を招く。
- ⑧委員会で、生態系についての検討がまったくない。
- ⑨上流部で斜面固め工事が際限なく続けられ、無駄遣いは止まらない。
- ⑩金沢市全域の河川で、本来の堤防補強などの治水対策がおろそかになる。

こうした問題が明らかになりましたので、貴職におかれましては、辰巳ダムデザイン検討委員会から提出される提言を受け入れることなく、ダム計画の即時中止・凍結、国交省への事業認定申請の中止、強制収用中止などを申し入れます。

以上

◆申し込み団体

- ・辰巳の会(兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会・事務局長:碇山洋)
- ・犀川の河川整備を考える会(代表:中 登史紀)
- ・ナギの会(代表:渡辺 寛)

〔穴あきダムについての新聞報道1〕 朝日新聞 大阪版 2006年4月3日

穴あきダム、計画ラッシュ 貯水なし、治水専用 安い建設費・「延命」批判も

ダム堤体の下部に放流口を設け、普段は水をためない治水専用の「穴あきダム」が各地で次々と計画されている。今月中には島根県営の益田川ダムが初めて完成。国直轄や水資源機構管理の大規模ダムでも、昨年7月に多目的ダムからの転換が打ち出された丹生ダム(滋賀県)に続き、2月には足羽川ダム(福井県)の建設方針が決まった。国交省などは多目的ダムよりも建設費が安く、環境への影響も小さいと利点を挙げるが、「逆風が強いダム建設の延命策だ」と批判的な見方も出ている。(重政紀元、金子桂一)

●水質配慮PR

既存の大規模ダムのほとんどは治水や発電、農業、水道用水などの多目的ダムで、出水時でも一定の貯水をしておかなければならない。これに対し「放流型」「流水型」とも呼ばれる治水専用ダムは、出水時には一時的に水をためるが、流入量の減少とともに水位は低下する。以前から「穴あき」と呼ばれるダムはあったが、取水・放水口が堤体上部にあるなど貯水を前提としており、常時水をためない設計は益田川ダムが初めてとなる。

貯水の必要がないため堤体が低く、建設費を軽減でき、水没面積も少なくてすむ。水を完全に遮らないため、魚など生物は堤体の上下流を行き来でき、プランクトンなどによる水質悪化もない、と国交省は説明する。

●需要減で転換

不景気や節水技術の進歩で水需要が低迷する一方、台風や豪雨による水害被害が近年も多発していることなどが、計画ラッシュの背景にある。

福井県の足羽川ダムの場合、67年に多目的ダムとして計画されたが、反対運動で難航。県も水需要が見込めず、利水事業からの撤退を決めた。しかし、04年の福井豪雨で1万戸以上が浸水被害を受けたことで、治水専用ダムとして再浮上した。

滋賀県の丹生ダムも近畿最大級の多目的ダムとなるはずだったが、大阪府、京都府など利水事業者がすべて撤退し貯水量の8割の需要が消滅。規模を3分の1にし、5300万立方メートルの穴あきダムに変更された。

●「まず建設同意」

ただ、専門家や住民の間では疑念も残る。

福井豪雨後、足羽川ダムは総工費620億円で計画され、議論が進められていた。その後、同省は治水容量を約2倍の2870万立方メートルに変更。総工費は1500億円に膨らんだ。専門家が建設の是非を検討した九頭竜川流域委員会のある委員は「治水専用ダムを持ち出すことでまず建設同意を得て、その後、規模を大きくしようとしたのではないか」と話す。

皮肉な事態も生じている。3月中旬には、滋賀県・丹生ダムの建設を推進してきた人たちが、

穴あきダムに反対する住民大会を開いた。

地元の余呉町は、当初の多目的ダム構想に合わせて、ダム湖岸に桜やもみじを植える公園づくりを計画していた。だが、穴あきダムではダム湖はなくなり、ふだんは石で覆われた堤体がむき出しになる。畠野佐久郎町長は「湖のないダムはいらない。観光ダムに期待してただけに、方針転換に驚いている。国は我々をだますのか」と憤る。

◆洪水の調節はできぬことも

淀川水系流域委員会委員長を務める今本博健・京都大名誉教授(河川工学)の話 穴あきダムは洪水を人為的に調節することができないため、下流の危険を救えないことがある。環境への影響もどれだけ軽減されるか十分に検証されているとは言えない。これから治水は、河道改修や堤防強化を優先すべきで安易な建設は許されない。

[穴あきダムについての新聞報道2] 朝日新聞 長野版 2006年9月27日

浅川治水対策、「穴あきダム」再検討へ 県、「脱ダム」転換も／長野県

ダム計画を中止した浅川(長野市)の治水対策で、県が2年前に見送った「穴あきダム」(河道内遊水池)を再検討する方針であることが26日、分かった。「穴あきダム」の高さは最低でも約35メートルとされ、河川法は高さ15メートル以上を「ダム」と定義している。このため、ダム建設を選択肢から外した田中康夫前知事による「脱ダム」宣言の転換が具体化する可能性が出てきた。(久保智)

土木部幹部らが同日、村井仁知事や腰原愛正副知事に浅川の治水対策の状況などを説明。「穴あきダム」も選択肢の一つとして方向性が固まったという。ただ、村井知事は流域住民との懇談の場を近く設け、地元意見を尊重する意向を示している。流域を抱える長野市との協議も必要で、治水対策案として採用されるかどうか流動的だ。

「穴あきダム」は河床部に通水口を開けて常時水を流す仕組み。通常時は川の流れを遮らず、土砂も堆積(たいせき)しづらい。増水時はダムの貯水機能が働き、下流への流量を抑える働きをするとされる。

県が04年9月に公表した「脱ダム」後の代替案として盛り込まれ、下流に設置する遊水地を組み合わせた複数の試案が流域住民に提示された。

県は当時「従来のダムとは異なる」と説明したが、高さは最大49・5メートル、最小35・5メートルとされ、「(高さ59メートルの)旧ダム計画の代替案が事実上のダムではおかしい」との批判が相次ぎ、見送られた経緯がある。

県はその後、治水安全度を一時的に下げ、河川改修と遊水地などによる当面20年間の整備計画案を作ったが、将来的に旧ダム計画と同等の安全度を求める国交省との協議は難航している。

【速報】川辺川ダム反対・相良村大集会に

2300人が参加！

先月、川辺川ダム建設予定地のある熊本県相良村の村長と村議会が、相次いで川辺川ダム建設反対を表明しました。国土交通省は漁業権などの強制収用申請を取り下げ、川辺川ダム計画は事実上白紙の状態となっています。ダム建設予定地が「ダム反対」を表明したこと、川辺川ダム中止を求める私達の活動も新たな局面に入りました。

勇気ある相良村の決定を支持し、建設目的がなくなったダム計画を完全に中止させ、清流川辺川を未来に手渡すために、12月17日に大集会を開催しました。会場となった相良村体育館は、みぞれ交じりのあいにくの悪天候にもかかわらず、村民や流域住民など2300人の参加で満員となりました。

集会では、実行委員長（緒方正明さん）と、相良村議會議長の横山良継さんが挨拶。相良村議の吉松美代さんと生駒浩一さんが、パワーポイントを用いて「川辺川・球磨川の治水案」を提案。徳島から駆けつけた、元木頭村長の藤田恵さん（水源連顧問）も応援メッセージで「木頭村でも私が村長になってはじめてダムが止められた」と首長が住民とともに明確な反対の意思表示することの重要性を強調した。利水訴訟原告団長の板井優弁護士が、「流域住民は川辺川ダムを望まない」と題して講演。

地元相良村の高校生・鮎田茜さんの意見発表につぎ、相良村長の矢上雅義さんが、「この川に、ダムは似合わない」と題して講演。相良村がダム反対に至った理由と経緯を、参加者に非常に分かりやすく報告しました。最後に、以下の集会アピールを採択して、大成功のうちに集会は終わりました。



（文責）清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 緒方紀郎

川辺川ダムによらない治水および利水事業の 早期実現に関する集会宣言

川辺川ダム建設計画および国営川辺川利水事業については、昭和30年代後半の度重なる水害への対策や食糧増産のための新田開発など、当時はダム建設に対する期待の声があったのも確かです。

しかし、建設公表から40年もの時間が経過し、環境保全の高まりなど、急激な社会情勢の変化、国内の農業情勢も厳しさを増してきています。

まず川辺川ダム計画については、昭和30年代後半に見舞われた3年連続の水害は、いわば戦後の森林伐採による荒廃が進んだことに起因したものであります。現在では森林の整備も進み、山の保水力もか

なり回復しています。

また、河川管理も当然、定期的な維持管理をしていくことはいうまでもありません。例えば、河川改修をはじめとする定期的な砂利除去や堤防かさ上げ、宅地かさ上げ等で十分対応できます。今年7月には記録的な集中豪雨が人吉球磨地方を襲いましたが、相良村では前年に河川敷の砂利撤去の工事を実施したことにより、例年より2メートル前後の水位が下がった実績があります。このことからも、川辺川ダムによらない即効性のある治水事業こそが今まさに求められています。

次に国営川辺川利水事業については、村民の声を集約した相良村は参加を辞退するに至りました。一つは、昭和40年代後半から始まった減反政策、農産物の輸入自由化による価格の低迷、就農者の高齢化や後継者不足などが大きな影響を及ぼしています。これに加えて、相良村の高齢化率も3割に達しようとしています。現在では年金受給者が大半である実情です。農産物の生産価格の下落に加え、農家の現金収入であった公共工事も激減し、兼業農家の所得も低下する一方です。

このような状況の中、巨額の事業費をかけ、採算の取れない川辺川利水事業を行うことは、農家を苦境に追い込むものであると同時に、三位一体の改革で苦しむ地方自治体の財政も破綻させかねません。

仮に事業を完成させ、川辺川土地改良区を設立したとしても、受益農家が負担する賦課金は、およそ1億円を越す年間の維持管理費のうち、3割弱程度です。当然ながら、将来的には補助金が打ち切られ、賦課金は農家に約束した金額の3倍から4倍にはね上がることが予想されます。受益農家の大半を占める「後継者のいない年金農業者」にとって大きな打撃になるでしょう。このような理由から、「畑作中心の専業農家」のためには、身の丈に合わせた土地改良事業に取り組まれることが必要です。

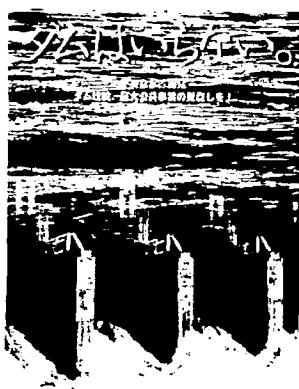
最後に、私たちの祖先は何千年にもわたって川辺川の恩恵を受けて生活してきました。「清流・川辺川」は相良村民のみならず、日本国民にとってかけがえのない財産です。そして、私たちは安倍総理大臣の「美しい国づくり」に感銘するとともに、これからもその趣旨をいかし、「清流・川辺川」を後世に引き継ぐため努力します。

国土交通省ならびに農林水産省は、地域住民および地元自治体の眞の声に耳を傾け、一刻も早く「ダムによらない治水および利水事業の実現」に取り組むことを、ここで高らかに宣言するものです。

平成18年12月17日

【この川にダムは似合わん！—川辺川の治水を早期に実現しよう】集会参加者一同

新・水源連パンフレット「ダムはいらない」の活用を！



すでに団体会員宛てには送付済みですが、今回の「水源連便り」に同封しました水源連パンフレットは、水源連の活動と、ダム問題の基本的な視点をまとめたものです。会員の皆様がこのパンフレットを活用頂き、水源連、そして各地の運動に活用していただけるようお願いします。事務局までご連絡いただければ、一部100円（事後納付でも構いません）で送付いたしますので、希望の方はご連絡ください。

連絡先：東京都千代田区平河町1-7-1 W201

水源開発問題全国連絡会

tel 03-5211-5429 fax 03-5211-5

入金先：郵便振替 00170-4-766559